

平生町告示第79号

平成30年第1回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年2月26日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成30年3月8日
  - 2 場 所 平生町議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

中本 敦子さん	松本 武士君
村中 仁司君	中川 裕之君
河藤 泰明君	淵上 正博君
細田留美子さん	平岡 正一君
河内山宏充君	岩本ひろ子さん
福田 洋明君	

---

○応招しなかった議員

---

---

平成30年 第1回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成30年3月8日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

平成30年3月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成29年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成30年度平生町一般会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成30年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成30年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 平生町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例
- 日程第23 議案第19号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第21号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第22号 平生町介護保険条例等の一部を改正する条例

- 日程第27 議案第23号 平生町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める  
条例
- 日程第28 議案第24号 平生町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第25号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第27号 町道路線の変更について
- 日程第32 議案第28号 債権の放棄について
- 日程第33 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成29年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成30年度平生町一般会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成30年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成30年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 平生町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例
- 日程第23 議案第19号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第24 議案第20号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
日程第25 議案第21号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第26 議案第22号 平生町介護保険条例等の一部を改正する条例  
日程第27 議案第23号 平生町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める  
条例  
日程第28 議案第24号 平生町都市公園条例の一部を改正する条例  
日程第29 議案第25号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例  
日程第30 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
日程第31 議案第27号 町道路線の変更について  
日程第32 議案第28号 債権の放棄について  
日程第33 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

---

出席議員（11名）

2番 中本 敦子さん	3番 松本 武士君
5番 村中 仁司君	6番 中川 裕之君
7番 河藤 泰明君	8番 淵上 正博君
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 岩本ひろ子さん
13番 福田 洋明君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君	書記 天艸裕太郎君
----------	-----------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山田 健一君	副町長 ……………	吉賀 康宏君
教育長 ……………	新田 保弘君	会計管理者 ……………	中本 靖則君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………			羽山 敦紀君

地域振興課長 …………… 藤田 衛君 町民福祉課長 …………… 石杉 功作君  
税務課長…………… 岡村 茂樹君 健康保険課長 …………… 田代 信忠君  
産業課長兼農業委員会事務局長 …………… 藤山 一人君  
建設課長 …………… 高岡 浩行君  
教育次長兼学校教育課長 …………… 角田 光弘君  
社会教育課長 …………… 兼末 仁君  
総務課財務班長 …………… 久保 秀幸君

---

#### 午前9時00分開会・開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において松本武士議員、村中仁司議員を指名いたします。

---

#### 日程第2. 会期の決定

○議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決しました。

---

#### 日程第3. 諸般の報告

○議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第199条第9項の規定による平成29年度定期監査の結果報告、及び地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告をもって諸般の報告といたします。

---

#### 日程第4. 行政報告

○議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

まず町長に行政報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

正月からあわただしく時が過ぎ、すでに年度末の3月を迎えております。

今年も、元旦には恒例の大星山の「初日の出を迎えよう」の行事に参加し、昨年と同様に穏やかな暖かい日の出を迎えることができ、感動の初日の出を拝むことができました。

今年1年が本町にとって飛躍の年となることを願いながら、ご来光を目に焼き付けると同時に、よいスタートが切れたと感じたところであります。

今年に入って1月下旬からは、日本列島に大寒波が襲来し、首都圏においても大雪に見舞われ、交通機関に多大な影響を受けたところであります。また、福井県と石川県を結ぶ国道8号線においては、降り続く大雪により、大規模な車両の立ち往生も発生し、自衛隊による除雪作業も行われたとの報道もありました。

2月14日には、山口県を含む九州北部地方で「春一番」が観測され、寒さも和らいでまいりました。

この間において、第23回冬季五輪平昌大会が2月9日から始まり、25日には韓国の平昌五輪スタジアムで閉会式が行われ、17日間の冬の祭典が幕を閉じました。

五輪開催中は、スキーやスケート、カーリングなど、各種の競技に対してテレビの前で応援してきましたが、日本勢は、金4個、銀5個、銅4個の計13個のメダルを獲得し、史上最多記録を更新しました。このことは、2020年に東京で開かれる夏季五輪を2年後に控えて、大変意義深いものとなっています。

障害者スポーツの冬季競技の祭典である平昌パラリンピックは、3月9日から10日間の日程で行われますが、こちらに対しても声援を送りたいと思っております。

3月の声を聞くと同時に、町内においても未明から「春の嵐」が吹き荒れるなどしましたが、草木が芽吹く「弥生」の季節となり、春の訪れを告げる梅の花から、桜の開花予想へと、春の息吹を感じる頃となってまいりました。

そうした最中、平成30年第1回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございました。

このたびの本定例会にご提案いたします議案は、平成29年度補正予算6件、平成30年度予算7件、条例12件、事件3件、同意1件、諮問1件でございます。

それではまず、国政につきまして、ご報告を申しあげたいと思います。

我が国経済は、緩やかに回復しており、先行きについても、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されています。

一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされています。

こうした情勢の中、国の平成30年度一般会計予算案は、「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度として、財政健全化への着実な取り組みを進め、経済再生と財政健全化の両立を実現することを基本に編成され、その総額は前年度に比べ、0.3パーセント増の9兆7千7百12億8千万円となっています。

この予算案は、去る2月28日夜半の衆議院本会議において可決され、参議院に送られたところであり、憲法の規定により、今年度中の成立が確実となっています。

次に、平成30年度の地方財政については、地方税が増収となる中、可能な手段を最大限活用しながら地方交付税総額を確保することで、臨時財政対策債の発行を抑制し、一般財源総額については、前年度とほぼ同水準が確保されたところです。

また、公共施設等の老朽化対策や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を確保した上で、歳出特別枠が廃止されたほか、「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き、前年度と同額の1兆円が確保されるなど、地方の重点課題に要する経費について拡充が図られ、その結果、地方財政計画の規模は、前年度に比べ、0.3パーセント増の8兆8千9百73億円となっています。

次に、県の予算についてであります。

山口県は、2月20日に新年度予算案を発表いたしました。

村岡知事は会見において、「明治150年の節目の年で、山口県は新しい150年のスタートラインに立っている。18年度予算を通じて、新たな時代を切り開く『三つの維新』への挑戦を速やかにスタートさせたい。」と、決意を示されたものです。

一般会計は総額6,729億8,300万円で、前年度予算と比べ1.2%の減少となっており、3年連続でのマイナス予算となっています。

なお、知事におかれては、明治改元から150年の節目を契機としたプロジェクト「やまぐち未来維新」の関連事業や、産業力を伸ばす産業維新、人やモノの流れを拡大し活性化につなげる大交流維新、安心して暮らし続けられる基盤を築く生活維新という「三つの維新」に沿った事業に予算を重点的に配分したとされています。

以上、国や県の状況ではありますが、本町の予算編成について申しあげます。

このたび、定例会資料といたしまして、「平成30年度当初予算の概要」を別冊として作成し、添付させていただいておりますが、その中において「予算編成方針」を掲載しておりますので、そ

の内容に沿って説明させていただきたいと思います。

平成30年度は、本町のまちづくりの指針であります「第四次総合計画」の後期基本計画の3年目と、「平生町未来戦略」の4年目となり、両計画の実現に向けた取り組みを進めていきます。

「参加と協働のまちづくり」を進める上で、これまで培った「地域の力」を「きずな」に変えていなければならないと考えております。

人口減少や少子高齢化、町民のニーズの変化等、地域が抱える諸課題の解決とともに財政の危機突破に向けて、強力な「きずな」のもと、未来の平生町を展望した「まちづくり」を推進していくという思いを込めて、予算編成を行ったところであります。

平成28年度から実施している第6次行政改革大綱では、行財政運営のさらなる効率化・最適化を図り、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供できる体制を構築することとしており、30年度の予算編成におきましても、限られた財源の中で、事業の優先度を考え、選択と集中のもと、経常経費を抑制したものであります。

新庁舎建設、公共施設の長寿命化対策、社会保障関係経費等、財政運営は引き続き厳しい状況であります。財政健全化に配慮しつつ、強力な「きずな」のもと、「参加と協働のまちづくり」を進め、未来への町財政運営を行う必要があります。

以上のことから、平成30年度の予算編成テーマを「協働で『きずな』が広がる持続可能なまちづくり」とし、各課職員の英知を集めて予算の編成に取り組んで参りました。

次に、第4次平生町総合計画の将来像である「人とまち『きずな』でつながる元気な平生」のもと、5つの基本目標に沿い、平成30年度のテーマである「協働で『きずな』が広がる持続可能なまちづくり」を設定しておりますが、この5つの基本目標に沿ってご説明を申し上げます。

まず、1つ目の基本目標は「みんなの笑顔が輝くまち」です。

妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、切れ目のない総合的相談支援を実施する「子育て世代包括支援事業」に取り組んで参ります。

平生っ子学びのイノベーション推進事業では、ICT（情報通信技術）を活用した「わかる授業」の実践や「情報活用能力」の育成などを図るため、引き続き電子黒板、モニターテレビ、書画カメラを導入し、新たに佐賀小学校と平生小学校にタブレットを導入し、学校のICT化を推進して参ります。

また、老朽化した平生中学校のシャッターを改修し、安全・安心な教育施設づくりを進めて参ります。

児童・生徒の一人ひとりが豊かな学校生活を過ごせるように支援する学校支援員を引き続き配置し、学校支援の充実に向けた取り組みを進めて参ります。

放課後に児童を預かり、保護者の仕事と子育ての両立支援を行うとともに、児童の自主性や社会



性などを養うため、児童クラブの設置も引き続き取り組んで参ります。

次に、2つ目の基本目標は、「快適で住みよいまち」です。

安全安心確保のため、交通安全施設整備や街路灯設置整備費への助成に引き続き取り組みます。

県による大内川河川改修により、共栄橋の架け替えを実施いたします。

佐賀地区の高潮対策として、漁港海岸保全事業を引き続き実施いたします。

浜田地区と小森地区における物揚げ場施設の改修を行い、適正な維持管理を図ってまいります。

土砂災害特別警戒区域内における危険住宅の移転促進に係る経費の補助等にも取り組んで参ります。

次に、3つ目の基本目標は、「健やかで安心して暮らせるまち」であります。

医療費を抑制し国保会計の健全性を維持するため、特定検診の受診率向上に向けての取り組みを引き続き進めて参ります。

地域で安心して出産できるよう、柳井広域圏共同で産科医師確保支援にも引き続き取り組んで参ります。

福祉医療対策につきましても、障害者や乳幼児、ひとり親家庭といった生活弱者への医療費の支援に取り組むこととしており、小学校1年生から3年生までを対象として、医療費の支援を引き続き進めて参ります。

がん検診などの各種検診につきましても、受診率の向上による健康寿命の延伸と健康格差の縮小に取り組んで参ります。

次に、4つ目の基本目標は、「活気に満ちた明るいまち」であります。

明治150年記念行事として開催される「山口ゆめ花博」期間中に行う平生町の「市町デー」において、地域の皆さんによるステージ披露や特産品の販売、観光PRにより、平生町の元気を発信して参ります。

未来戦略における取り組みの一環として、継続ではありますが、町内での起業を希望される方への支援により、町の活性化に寄与していただくことを期待しております。

鳥獣被害防止計画に基づき、「鳥獣被害対策実施隊」による、住宅地へ出没したイノシシなどへの緊急時の対応や、わな猟捕獲者への安全、技術指導などを引き続き実施します。

イノシシなどの有害獣被害を防止するため、防護柵の設置補助やわな猟免許取得や登録への補助とともに、捕獲に対する奨励金の交付も引き続き取り組んで参ります。

産業間の連携促進や交流人口の拡大を目指し、ひらお産業まつりへの支援にも取り組むこととしております。

次に、5つ目の基本目標であります「一人ひとりが主役のまち」についてであります。

地域コミュニティの充実を図るため、地域づくり活動及び生涯学習活動の拠点施設である地域交

流センターへ嘱託職員を配置し、「参加と協働のまちづくり」を推進して参ります。

地域の実情や課題を把握し、地域の維持及び活性化に必要な施策を実施するため、各地区ごとに集落支援員を配置いたします。

定住を希望する若者世帯が、町内に住宅を取得する場合に助成する若者定住促進事業による人口定住対策にも、引き続き取り組んで参りたいと考えております。

ふるさと納税の促進にあたりまして、今年度の成果を踏まえながら、返礼品となる平生町の特産品の拡充に向けた取り組みにも力を入れていきたいと考えております。

また、住民に親しまれる新庁舎の整備に向けて、着実に取り組みを進めさせていただきたいと考えております。

以上、5つの基本目標の基本的な考え方を申しあげましたが、のちほど、議事日程に基づき、それぞれ個別にご説明申しあげたいと存じます。

次に、12月定例会以降の諸般のことを中心に、「行政報告」として触れてみたいと思います。

まず、山口県知事選挙についてであります。

任期満了に伴う山口県知事選挙が、1月18日に告示され、2月4日に投開票が実施されました。

19日から始まった期日前投票においては、前回の投票率を大幅に上回っていたものの、最終的な県全体の投票率は、36.49パーセントと、過去の最低記録を更新する結果となっており、平生町においても44.19パーセントと低い投票率にとどまったものであります。

この選挙期間中におきまして、18歳以上の有権者に対する選挙啓発を実施しようと考えていましたが、受験シーズンと重なったため、熊毛南高等学校との協議を経て、3月中旬に、同校において、平生町選挙管理委員会の職員が選挙啓発のための出前講座を開催することとしております。

また、前回の衆議院議員総選挙における離島での悪天候への対応を教訓としまして、今回から、平生町内の投票区の中で、佐合投票区においては、期日前投票所として位置づけをすることとし、悪天候による開票所への投票函の送致の遅れを防止する対策をとったところでもあります。

なお、開票につきましては、立会人さん等のご協力により、スムーズな開票作業を進めることができ、開票開始からわずか22分後には得票数を確定することができたものであります。

次に、新庁舎整備への取り組みについてであります。

先の12月定例議会におきまして、新庁舎整備調査特別委員会が設置されことを受け、2月19日には、第1回目の特別委員会が開催されたところであります。

同委員会におきましては、12月定例会以降の進捗状況について協議が行われ、「平生町役場新庁舎建設基本構想・基本計画」の進捗状況、「新庁舎整備に係る職員アンケート集計表」の内容について、また、2月現在における財政収支の推計表、そして、新庁舎整備スケジュールについての説明や報告をさせていただいたところであります。

今後におきましては、特別委員会でも、今年度策定中であります基本構想・基本計画の成果品をお示ししながら、基本構想と計画内容等についての協議をさせていただきたいと考えております。

また、パブリックコメント等を実施し、住民の声も受け止めていきながら、議会との合意形成にも努め、新庁舎整備を着実に進めていきたいと考えております。

したがって、新年度予算におきましては、基本設計に着手する前に、当面、その基礎データとなる用地の測量調査とともに、地質調査に係る委託料、そしてプロポーザルに向けて、審査委員会の報酬を計上させていただいております。

次に、「老人福祉センター等のあり方について」であります。

老人福祉センターは現在、指定管理者制度によりその管理運営は平生町社会福祉協議会が行っております。

当施設では、重度要介護者向けの通所介護事業を実施しておりますが、施設・設備の老朽化等に伴い、今後は当施設では実施しない方向で検討してまいりました。

このため、新たに平生町の重度要介護者向け通所介護施設の整備及び適切な管理・運営を行うことが可能な社会福祉法人又は民間事業所を一般公募により選定する運びとなり、広く一般公募をしたところ、平生町社会福祉協議会の1業者から応募がありました。

提出された書類やヒアリング等により審査をおこなった結果、本事業の目的を達成するにふさわしい法人と判断し、平生町社会福祉協議会に決定をいたしました。

今後においては、具体的な整備計画の内容や整備時期等について協議をしてまいりますが、老人福祉センターに代わる重度要介護者向け通所介護施設の整備により、安定かつ継続的に本町での在宅生活を支える環境整備が図られることを願っております。

町としましても、重度要介護者等の在宅生活を支えていくため、通所介護施設の整備は重要施策と考えておりますので、予算の範囲内で借入金に対する元利償還金を助成すること等を考えております。

次に、行政協力員アンケート調査についてであります。

今年度も行政協力員アンケートを146自治会の行政協力員さんに対して昨年の秋に実施いたしました。

これは、町内の自治会の組織運営や活動内容に関する実態を把握し、今後の自治会活動の参考とし、自治会活動の活性化に役立てることを目的としているものでありますが、回収率につきましては、131自治会から回答をいただきまして、89.7%となっています。

この調査結果として、自治会長の年齢60歳以上が約8割という結果となっています。

また、記述式の意見内容においては、コミュニティ協議会との協働も含めると、意見や要望として36項目の記載がありました。

特にコミュニティ協議会との協働につきましては、防災訓練や清掃活動などが大半を占め、自治会への参加の呼びかけを求める意見も多くありました。

その他の自由意見では、ご意見のほとんどが、「高齢化で活動が難しい」、「清掃活動における課題」、「まちづくりやコミュニティ活動について」など、自治会における差し迫った課題や現状が寄せられております。

このアンケート内容につきましては、私をはじめ、職員で内容を共有し、また、自由意見のあった行政協力員の方には、こちらからの説明や回答をさせていただきます。

お寄せいただきました貴重なご意見に対し、すぐ対応できるものや難しいものもありますが、行政協力員の皆様との情報交換ができたものと思えますし、一定の成果があったものと考えております。

なお、この内容につきましては、広報やホームページに掲載し、周知をしていくこととしております。

以上、12月定例会以降の主なことについて、行政報告として報告をさせていただきました。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、教育行政に関する報告を求めます。新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） それでは12月定例議会以降の教育行政についての進捗状況や経過について御報告申し上げます。

まず、平生町学校施設の長寿命化計画の策定について御報告申し上げます。

本町においては、町内のインフラ全体における整備の基本的な方針として、平生町公共施設等総合管理計画を平成29年3月に策定したところであります。

これを受けまして、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として長寿命化計画を策定することとされており、このたび学校施設を対象とした基本的な方針や費用等を表す計画、平生町学校施設の長寿命化計画を策定したところでございます。この計画は学校施設を総合的観点で捉え、長寿命化できるものは長寿命化し適正に改修するとともに、教育環境の質的改善も考慮しながら改修等を検討するための診断の優先順位を設定したもので、これに要するコストの縮減と平準化を図ることを目的としたものでございます。

内容としましては、学校施設の実態、学校施設の整備の基本的な方針、施設整備の水準、長寿命化の実施計画などまとめたもので、平成30年度、2018年度から2057年度までの40年間を整備保全の計画期間としております。

今後はこの計画に基づきながら、施設の計画的な改修に努めてまいりたいと考えております。

次に、平生町いじめ防止基本方針の改定について御報告申し上げます。

本町のいじめ防止基本方針は、国や県の流れを踏まえ、平成26年4月に策定し、総合的かつ効

果的ないじめ対策を推進してきたところでございます。昨年3月にこれまでの成果や課題、生徒や情勢の変化等を検証し、国の基本方針が改訂され、県においても昨年12月に基本方針が見直されたところでございます。本町においても本年3月を目途に見直しを行うものでございます。

今回の改定のポイントとしては4点あり、1つ目にけんかやふざけ合いについても背景の事情調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するということ。2つ目に学校いじめ防止基本方針に基づく各学校の取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけること。3つ目にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置と体制整備を図ること。4つ目にいじめ解消には少なくとも3か月間、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでおり、かつ本人及び保護者が心身の苦痛を感じていないこととされております。

今後も町・学校・家庭・地域・関係機関が一層連携を密にし、いじめの防止等のための取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、平生町郷土かるたについて御報告申し上げます。平生町郷土かるたは、平成27年度から読み札となります文章や取り札となります絵の作成に着手し、2月末に完成の運びとなったところでございます。このかるたは、子供たちに広く平生町の文化や歴史を知ってもらい、郷土に愛着を持ってもらうことを目的に取り組んだものでございます。制作に当たりましては、平成27年度、28年度当時の佐賀小学校・平生小学校の6年生が各学校において平生町の歴史や史跡等調査・学習し、文章と絵を考え作成しました。そののち、平生町郷土史研究会の皆さんの御協力により、その文章と絵の編集作業を行ったところであります。完成しました平生町郷土かるたは、3月15日の贈呈式において各学校にお渡しした後、子供から大人まで楽しんでいただけるよう、学校でのかるた大会の開催や、一般への販売と活用してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

----- . ----- . -----

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 議案第6号

日程第11. 議案第7号

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号  
日程第14. 議案第10号  
日程第15. 議案第11号  
日程第16. 議案第12号  
日程第17. 議案第13号  
日程第18. 議案第14号  
日程第19. 議案第15号  
日程第20. 議案第16号  
日程第21. 議案第17号  
日程第22. 議案第18号  
日程第23. 議案第19号  
日程第24. 議案第20号  
日程第25. 議案第21号  
日程第26. 議案第22号  
日程第27. 議案第23号  
日程第28. 議案第24号  
日程第29. 議案第25号  
日程第30. 議案第26号  
日程第31. 議案第27号  
日程第32. 議案第28号

○議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平成29年度平生町一般会計補正予算から日程第32、議案第28号債権の放棄までを一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） それでは、御提案いたしました各議案につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

それでは、議事日程に沿いまして、提案をさせていただきます。

議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算であります。

今回の補正額 4, 189万1, 000円を追加いたしまして、予算総額は50億7, 244万5, 000円となるものであります。

歳出の主なものより申し上げます。

19ページの財産管理費では、行政無線のサーバー取替に要する経費と財政基金への積立金を増額いたすとともに、新庁舎建設基本構想・基本計画策定委託業務に要する経費を減額いたすもので

あります。

20ページからの地域振興費では、ふるさと納税をしていただいた方への返礼に要する経費や新たに地方バス路線維持対策費補助金を計上いたしております。

23ページの老人福祉総務費では、老人保護措置費の確定見込みにより、減額いたすものであります。

介護保険事業勘定特別会計への繰出金は、主にシステム改修費の増額に伴いまして、増額いたすものであります。

24ページの福祉医療対策費では、福祉医療費のこどもに対する支給額を確定見込みにより減額いたすとともに、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を保険基盤安定に要する経費の減額に伴いまして減額いたすものであります。

25ページの児童措置費では、確定見込みによりまして減額いたすものであります。

母子衛生費では、妊婦の健康診査の委託料につきまして、確定見込みにより減額いたすものであります。

26ページの清掃費では、周東環境衛生組合への負担金を確定見込みにより、減額いたすものであります。

労働福祉対策費では、県労働福祉金融制度寄託金の貸付金額を確定見込みにより減額いたすものであります。

27ページの土木総務費では、土砂災害ハザードマップ作成業務の委託料を確定見込みにより減額いたすものであります。

28ページの道路橋梁新設改良費では、県事業負担金額の確定見込みによりまして、県道路改良事業負担金を減額いたすものであります。

河川維持改良費では、同じく県事業負担金額の確定見込みによりまして、減額いたすものであります。

29ページの港湾管理費では、ボートパーク施設の管理に役立ててもらいたいとの寄附を受けておりまして、今後の施設管理費の財源として基金へ積立てることとしております。

都市計画総務費では、都市計画基礎調査業務委託料の確定見込みによりまして減額いたすものであります。

30ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金を増額いたすものであります。

31ページにかけての事務局費では、スクールソーシャルワーカーの報酬を相談業務が増加していることから、増額いたすものであります。

31ページの小学校費の学校管理費では、平生小において学校施設環境改善交付金を活用してト

イレ改修事業を行うこととしておりますが、全額、平成30年度へ繰り越して事業実施をいたすものであります。

34ページの公債費の利子につきましては、償還額の確定に伴い減額いたすものであります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

10ページから11ページにかけての地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきましては、それぞれ交付見込み等によりまして、増額あるいは減額をいたすものであります。

12ページから15ページにかけての、国庫支出金、県支出金につきましては、歳出においてご説明いたしました事業に伴います特定財源であります。

確定見込みによりまして増額又は減額をいたす他、国の補正予算に係る事業分を追加計上いたしております。

16ページの寄附金につきましては、ふるさと納税の増額やひらおボートパークの管理に係る寄附の受納に伴い計上いたすものであります。

諸収入では、雑入の市町村振興宝くじ交付金につきましては、宝くじの売上金が配分されるものでありまして、町単独事業費への財源とするものであります。

17ページにかけての町債では、対象となる経費や事業費の確定見込みによりまして、増額又は減額をいたしております。また、国の補正予算に係る事業分を追加計上いたしております。

前に戻りまして、6ページ、第2表の繰越明許費につきましては、水産物供給基盤機能保全事業、漁港海岸保全施設整備事業、住宅・建築物耐震化促進事業、点々舗装事業、小学校のトイレ改修、農業用施設災害復旧事業などに要する経費を平成30年度へ繰り越すものであります。

7ページの第3表、地方債補正につきましては、先ほどの歳入でご説明いたしました地方債の増額または減額によりまして、起債額を変更いたすものであります。

なお、36ページから38ページに給与費明細書、39ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についてご説明いたします。

今回の補正額1,273万1,000円を増額いたしまして、予算総額は21億460万4,000円となるものであります。

歳出であります。9ページからでございます。

9ページからの保険給付費につきましては、給付見込みによりまして、増額いたすものであります。



12ページの共同事業にかかる高額医療費拠出金につきましては、平成29年度の確定見込みによりまして減額をいたすものであります。

保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、確定見込みによりまして減額をいたすものであります。

13ページの予備費につきましては、療養給付費の増加に対応するため、減額するものであります。

続きまして歳入についてご説明いたします。

6ページの療養給付費等国庫負担金につきましては、確定により、7ページの高額医療費共同事業交付金及び保険財政安定化事業交付金につきましては、確定により減額又は増額いたすものであります。

続きまして、議案第3号平成29年度平生町下水道事業特別会計補正予算につきましてご説明申しあげます。

今回の補正額761万円を減額いたしまして、予算総額は6億2,065万円となるものであります。

歳出につきましては、9ページからでございます。

下水道管理費の報償費、委託料につきましては、確定見込みにより減額いたすものであります。

下水道整備費の委託料、流域下水道事業負担金につきましては、確定見込みにより、それぞれ減額をいたすものであります。

歳入につきましては、7ページからでございます。

下水道事業費負担金につきましては、見込みによりまして減額いたすものであります。

下水道使用料につきましては、見込みによりまして増額いたすものであります。

一般会計繰入金は、事業費の確定見込みや起債対象経費の変更により、増額いたすものであります。

町債の下水道事業債は、事業費の確定見込みに伴い減額をいたすものであります。

4ページの第2表 地方債補正につきましては、先ほどの歳入でご説明いたしました地方債の減額により、起債額を変更いたすものであります。

12ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第4号 平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算につきましてご説明申しあげます。

今回の補正額41万6,000円を増額いたしまして、予算総額は2,807万円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。

介護認定審査会運営費の委託料につきましては、介護報酬等に係るシステム改修に要する経費を増額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。3町の負担割合に応じた負担金と事業会計繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第5号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして、ご説明申しあげます。

今回の補正額 200万2,000円を増額いたしまして、予算総額は13億8,125万5,000円となるものであります。

歳出につきましては、10ページからでございます。

10ページの一般管理費では、介護保険システム改修に要する経費を増額いたすものであります。

11ページの保険給付費の介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費は、給付見込みによりまして、増額いたすものであります。

12ページの高額介護サービス費は、給付見込みによりまして、増額いたすものであります。

13ページの特定入所者介護サービス費は、給付見込みによりまして、減額いたすものであります。

14ページの介護予防・生活支援サービス事業費では、給付見込みによりまして、減額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページからでございます。

6ページの介護給付費国庫負担金は介護給付費の見込みに伴いまして、増額いたすものであります。

国庫補助金の地域支援事業交付金につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の減額に伴い、減額いたすものであります。

7ページの支払基金交付金につきましては、介護給付費と地域支援事業費との財源調整に伴いまして、増額又は減額いたすものであります。

県負担金につきましては、介護給付費の見込み等に伴いまして、増額をいたすものであります。

8ページの県補助金につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の減額に伴い、減額いたすものであります。

一般会計繰入金につきましては、介護保険システム改修に要する経費の増額に伴い、増額いたすものであります。

続きまして、議案第6号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明申しあげます。

今回の補正額113万3,000円を減額いたしまして、予算総額は、2億3,094万2,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定等に要する経費を減額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございますが、歳出の減額に伴い、一般会計繰入金を減額いたすものであります。

続きまして、議案第7号 平成30年度平生町一般会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、議案とともに、平成30年第1回平生町議会定例会資料をお配りいたしておりますが、この資料の2ページに平成29年度との款別比較、並びに3ページに予算節別分析を記載しておりますので、予算書とあわせてご覧いただきたいと思っております。また、当初予算の概要を別冊にてお配りしておりますのであわせてご覧いただきたいと思っております。

一般会計の予算総額は、47億9,600万円でありまして、前年度比2,100万円、0.4%の増加となっております。

それでは、主要事業や新規事業を中心に歳出からご説明を申し上げます。

37ページからであります。

37ページからの議会費につきましては、6,076万円の前年度比436万円、6.7%の減少であります。

39ページからの総務費は、8億2,087万9,000円で前年度比3,036万円、3.8%の増加となっております。主な要因といたしましては、新庁舎建設関連経費の計上や地域交流センター嘱託職員の報酬が増加したことによるものです。

42ページからの情報通信費では、社会保障・税番号制度システム改修費や30年度から県内各自治体等の利用者が負担することとなりました、やまぐち情報スーパーネットワーク経費を計上いたしております。

44ページからの財産管理費は、新規事業として、新庁舎建設に関連して行政報告でも触れましたように手順を踏んで着実に事業を進めていくために、基本設計に入る前に、その基礎データとなる測量調査業務と地質調査業務に要する経費とプロポーザルに向けた審査委員会を設置するその報酬を計上いたしております。また非常時に情報伝達を行うJアラートの受信機を更新する経費を計上いたしております。

46ページからの地域振興費は、地域おこし協力隊員の活動に要する経費や、「協働推進プラン」に基づき、地域の課題解決や地域力の向上に取り組む活動の支援、コミュニティ協議会への支

援に係る経費や集落支援員の配置に要する経費等を計上いたしております。

また、起業支援事業及び町外の若者が定住する際、住宅購入費用を助成する若者定住促進住宅補助事業等の移住・定住促進に要する経費を、引き続き計上いたしております。

本町出身者に対してふるさと回帰のきっかけを作り、定住人口の増加と地域経済の活性化を図るため、同窓会開催に要する経費の一部を補助する費用や、ふるさと納税に係る費用を引き続き計上いたしております。

新規事業として、明治150年記念事業として開催される山口ゆめ花博事業における「市町デー」に要する町のPRや特産品の販売に要する経費を計上いたしております。

また、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新生活の費用を一部支援し、若者夫婦の定住を促進する経費を計上いたしております。

NHKラジオ放送による夏期巡回ラジオ体操会が本町で開催されることに伴い、所要の額を計上し、健康に対する意識啓発と「長寿の町 平生」を全国に向けて発信することとしております。

広島広域都市圏での取り組みではありますが、構成する24市町の魅力を集約したICカードの購入に要する経費を計上いたしており、ICカードの利用拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

現在平生郵便局で使用されている風景印は、大星山からの風景がデザインされており、風景印を全国公募によりリニューアルして多くの皆さんに平生町に関心をもってもらい、交流人口の拡大を図る所要の経費を計上いたしております。

バスを利用される人の利便性の向上、利用しやすい環境づくりとしてバス会社との連携によりバス時刻の「見える化」を推進するため、バスロケーションシステムの導入経費を一部補助する経費を計上いたしております。

49ページの交通安全対策費では、工事請負費として、カーブミラーやガードパイプの整備費、街路灯設置費補助金を計上いたしております。

51ページにかけての地域交流センター運営費は、新規事業として、県の地域運営・交流等拠点整備支援補助金を活用した宇佐木、堅ヶ浜地域交流センターのトイレ改修に要する経費を計上いたしております。

地域交流センターの環境整備を行い、引き続き地域づくりの支援をしてまいりたいと考えております。

52ページからの賦課徴収費は、町税計算業務や滞納者の滞納処分等に要する経費、山耕地番における重複地番の解消に向けた課税プログラム変更業務費等を計上いたしております。

新規事業として、広島広域都市圏で取り組む事業ではありますが、固定資産税の適正な課税に向けて必要となる航空写真撮影を共同で行う経費を計上いたしております。

54ページからの戸籍住民基本台帳費では、引き続き、社会保障・税番号制度に関連した通知

カード・個人番号カードの交付事務に係る経費を計上いたしております。

55ページから57ページまでの選挙費では、平成30年度に予定されている町長選挙費などを計上いたしております。

58ページの統計調査費では、主な統計調査として、住宅・土地統計調査に要する経費を計上いたしております。

60ページからの民生費は、15億2,675万円で前年度比198万9,000円、0.1%減少しております。

主な要因といたしましては、平成30年度から県が財政運営を行います国民健康保険事業特別会計への繰出金が減少していることによるものであります。

60ページからの社会福祉総務費では、社会福祉協議会への補助金として、福祉活動専門員、地域福祉権利擁護事業の活動費等に対する助成として計上いたしております。

その他、国民健康保険事業特別会計への繰出金の計上が主なものであります。

62ページからの老人福祉総務費では、老人福祉センター管理運営をはじめとした継続事業に要する経費を計上しております。その他、介護保険事業会計への繰出金の計上が主なものであります。

63ページからの福祉医療対策費では、福祉医療費の支給に要する経費を計上いたしております。また、継続事業といたしまして、後期高齢者医療制度の被保険者を対象として、人間ドックの費用助成のための経費を計上いたしております。

その他、後期高齢者医療療養給付費負担金や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

64ページから66ページにかけての障害者福祉費では、障害福祉サービス費負担金及び障害児給付費負担金が予算額の8割以上を占めており、相談支援、移動支援、意思疎通支援の他、日常生活用具給付等の所要額を計上いたしております。

67ページからの児童環境づくり推進事業費では、引き続いて児童クラブ事業や子育て支援センター事業の運営費を計上いたしております。また、今後検討を進めていくこととしております、町立保育園のあり方について協議に要する経費を計上いたしております。

68ページの児童措置費では、児童手当として、所要の経費を計上いたしております。

70ページにかけての保育所運営費では、町立佐賀保育園の運営費と法人保育園保育委託料が主なものであります。

また、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るため病児・病後児保育事業に要する費用についても、引き続き計上いたしております。

73ページからの衛生費は、3億5,035万6,000円でありまして、前年度と比較して、5,239万2,000円、17.6%の増加となっております。

主な要因といたしましては、清掃処理施設の解体費を含めた経費として周東環境衛生組合への負担金が増加していることによるものです。

73ページの保健衛生総務費では、柳井地域広域救急医療事業や柳井医療圏救急医療施設運営費、救急告示病院運営費の負担金等を計上いたしております。

また、周産期医療を担う総合病院に補助する費用を引き続き計上いたしております。

74ページからの母子衛生費では、継続事業といたしまして、乳幼児健康診査や妊婦健康診査の所要の経費を計上いたしております。

また、柳井医療圏内の分娩を取り扱う病院の産科医等の処遇改善を通じて、急激に減少している産科医等の確保をするための補助金を、引き続き計上いたしております。

新規事業として、妊娠期から子育て期にわたり総合的相談支援を行う、子育て世代包括支援センターの開設に伴う経費や妊娠・出産包括支援事業に要する経費を計上いたしております。

75ページからの予防費では、各種予防接種に係る所要の経費を計上いたしております。

76ページからの健康づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、各種検診事業やがん検診事業などの所要の経費を計上いたしております。

新たな取組みとして、胃がん内視鏡検査を実施することとしております。

78ページの環境衛生費では、浄化槽設置整備事業費補助金等を計上いたしております。

新規事業として、熊川花壇を美しい花で彩り、山口ゆめ花博事業開催の周知とあわせて、生活環境の美化意識の醸成を図る所要の経費を計上いたしております。

79ページの環境保全費では、全国的に深刻化している空家問題について、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために、空家等対策協議会委員の報酬を引き続き計上いたしております。

80ページにかけての清掃費では、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合への負担金が主なものであります。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を午前10時10分からいたします。

午前9時58分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。山田町長。

○町長（山田 健一君） 81ページの労働費は、1,065万円でありまして、60万4,000円、5.4%の減少となっております。

主な要因といたしましては、労働福祉対策費に計上いたしております、県労働福祉金融制度における寄託金の減少によるものであります。

82ページからの農林水産業費につきましては、2億4,893万2,000円でありまして、前年度比3,557万2,000円、12.5%の減少となっております。主な要因といたしましては、ため池緊急防災体制整備促進事業費の減少によるものであります。

83ページの農業振興費では、継続事業として、ジャンボタニシ防除支援対策事業、ミカンバエ防除支援対策事業等への補助金を計上いたしております。

84ページからの土地改良事業費では、完了したため池緊急防災体制整備促進事業に係る登記に要する経費を計上いたしております。

87ページの林業総務費では、やまぐち森林づくり県民税関連事業を活用し、町内の繁茂竹林を伐採する経費を助成する費用を引き続き計上いたしております。また、農産物等への被害防止のため、有害獣防除柵等設置事業、鳥獣被害防止対策事業の補助金等の所要額を引き続き計上いたしております。

被害防止計画に基づき、住宅地に出没したイノシシなどの緊急時の対応や、わな猟捕獲者への安全、技術指導などを行う鳥獣被害対策実施隊に要する経費を引き続き計上いたしております。

88ページからの水産業振興費では、水産振興対策事業費として、種苗の放流事業、アサリ母貝団地保全及び新規就業者募集活動等にかかる経費を引き続き助成することとしております。

89ページからの漁港建設事業費では、漁港海岸保全施設整備事業として浜田地区と小森地区の胸壁工事に係る経費を計上いたしております。

その他、漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金が主なものであります。

新規事業として、浜田地区と小森地区における物揚場の改修に要する水産物供給基盤機能保全事業費を計上いたしております。

91ページからの商工費は、2,082万7,000円でありまして、154万円、6.9%の減少となっております。主な要因といたしましては、丸山海浜パークの用地取得に要する経費の減少によるものであります。

91ページの商工振興費では、平生町商工会への補助金として商工振興対策費や「ひらお産業まつり」への補助金等の所要額を引き続き計上いたしております。

また、質の高い消費相談が受けられることを目的に、1市4町で広域的に消費生活相談窓口を設置することに伴う広域消費生活センター運営費の他、国の半島振興広域連携補助事業を活用し、柳井地区広域一体となった労働・観光等の取組みに関する経費を引き続き計上いたしております。

92ページにかけての観光費では、広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会負担金として、広島広域都市圏での取組みに要する所要額を引き続き計上いたしております。

新規事業として、平生町魅力づくり連絡協議会を設立し、観光・産業・文化それぞれの面から町の魅力づくりを推進していく取組みに要する経費を計上いたしております。

93ページからの土木費は、5億5,333万3,000円でありまして、前年度比5,000万9,000円、9.9%の増加となっております。

主な要因といたしましては、土砂災害対策改修補助事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、要緊急建物耐震化補助事業、大内川総合流域防災事業などに要する経費の増加によるものであります。

93ページからの土木総務費では、新規事業として、土砂災害特別警戒区域における土砂災害対策改修補助事業、がけ地近接等における危険住宅の移転補助事業、不特定多数の人が利用する大規模建築物の耐震改修事業者の財政支援を行う、要緊急建物耐震化補助事業などに要する経費を計上いたしております。

また、町営住宅の明渡しを請求する所要の経費を計上いたしております。

94ページからの道路橋梁維持費では、町道曾根大野南線などの舗装補修等に要する経費を計上いたしております。

また、29年度に引き続き、橋梁点検事業に要する経費を計上いたしております。

95ページの道路橋梁新設改良費では、主に単独町道改良事業の所要の額を計上いたしております。

96ページの河川維持改良費につきましては、単独河川改修事業に要する経費を計上いたす他、新規事業として、大内川総合流域防災事業などの県への負担金を計上いたしております。

砂防費では、自然災害防止事業の県への負担金を計上しております。

98ページの港湾建設費では、港湾整備事業元利償還金に係る負担金のほか、港湾整備事業の県への負担金を計上いたしております。

99ページの下水路費では、単独下水路改修事業に要する経費を計上いたしております。

100ページにかけての住宅管理費では、継続事業として用途廃止した住宅2戸の解体経費を計上いたす他、設置してから一定の年数が経過した町営住宅の火災警報器を新しい機器へ更新するための経費を計上いたしております。

新規事業として、田名第2団地の外壁が老朽化しており、ネットを設置して入居者の安全を確保することとしております。また、特定公共賃貸住宅の入居者確保のための取組みに要する経費を計上いたしております。

101ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

102ページからの消防費は、2億6,931万6,000円でありまして、前年度比156万1,000円、0.6%の減少となっております。

主な要因といたしましては、防災関連用品に要する減額によるものです。

102ページからの非常備消防費では、自主防災組織合同訓練に関する経費を計上しております。

104ページの消防施設費では、柳井地区広域消防組合への負担金が主なものであります。



消防ポンプ積載車の購入に要する経費を計上いたしております。

105ページからの教育費は、2億8,978万8,000円でありまして、前年度比1,882万6,000円、6.1%の減少となっております。

主な要因といたしましては、学校施設における改修工事費の減額や人事異動によるものであります。

105ページからの事務局費では、引き続き、児童生徒の1人ひとりが豊かな学校生活を過ごせるように支援する学校支援員の配置に要する経費を計上しております。

また、小・中学校において電子黒板等のICT機器を活用した「わかる授業」の実践や、「情報活用能力」の育成等のニーズが高まっていることから、学校のICT化を推進していく費用を計上いたしております。

小学校3・4年生を対象とした副読本「わたしたちのまち ひらお」の改訂に要する経費も計上いたしております。

109ページの小学校費の教育振興費では、引き続き小学校へ補助教員を配置することとし、きめ細かい配慮のある教育を推進してまいり、新たに道徳の指導書を購入する経費を計上いたしております。

また、遠距離通学費や入学前の就学援助費等につきましても、引き続き所要額を計上いたしております。

111ページからの中学校費の学校管理費では、防火シャッターの改修工事を施工し、生徒の安全確保に要する経費などを計上いたしております。

112ページからの中学校費の教育振興費では、継続事業として、遠距離通学費や入学前の就学援助費等につきましても所要額を計上いたしております。

また、引き続き、生徒の自発的な学習意欲を支援するため、英語検定の検定料を半額助成し、英語力の基礎的な知識や技能を確実に身に付けられるように補助金の所要額を計上いたしております。

114ページからの幼稚園費では、老朽化したトイレの改修に要する経費を計上いたしております。

119ページの歴史民俗資料館費では、新規事業として、明治150年記念事業として、幕末維新の志士 白井小介にまつわる歴史講座や特別展示等を開催し、平生町の歴史や文化について学ぶとともに、郷土を愛する気持ちを育んでもらうためのパンフレットの作成等に要する経費を計上いたしております。

125ページの災害復旧費は、428万2,000円でありまして、前年度と同額であります。

126ページの公債費は、5億1,693万8,000円でありまして、前年度比3,656万8,000円、6.6%の減少となっております。

127ページの諸支出金につきましては、1億818万9,000円でありまして、前年度比1,074万1,000円、9.0%の減少となっております。

128ページの予備費につきましては、前年同様の1,500万円を計上しております。

続きまして、歳入につきましてご説明を申し上げます。

12ページからであります。

町税につきましては、全体では12億2,533万2,000円でありまして、前年度比では2,468万円、2.1%の増加となっております。

個人町民税では、課税所得の増加によりまして、増収を見込んでおります。

固定資産税では、太陽光発電設備投資による償却資産の増により、増収を見込んでおります。

14ページからの地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金では、平成29年度の実績見込みや地方財政計画等を勘案し、計上いたしております。

16ページの地方消費税交付金では、景気の回復基調を受け、前年度比では2,300万円の増加を見込んでおります。

17ページの地方交付税につきましては、人口減少が段階的に算定に影響する見通しであることなどから、全体で500万円、0.3%の減少を見込み、計上いたしております。

18ページの分担金及び負担金は、4,986万3,000円でありまして、前年度比で4.8%の増加となっております。

主な要因といたしましては、法人保育園分の保育料が増加したことによるものであります。

18ページからの使用料及び手数料では、主に町営住宅使用料の減収により、前年度比で1.9%の減少となっております。

21ページからの国庫支出金では、主に障害福祉サービス費等の事業費が増加したことにより、前年度比では604万8,000円、1.5%の増加となっております。

24ページからの県支出金では、主にため池緊急防災体制整備促進事業費の減額により、前年度比では2,316万8,000円、6.2%の減少となっております。

31ページの寄附金につきましては、歳出でも説明しましたように、ふるさと納税の拡大に向けた取組みを積極的に進めておりますので、増加を見込んでいるものであります。

繰入金につきましては、地方交付税の減少や社会保障関係経費の増加等、財源不足に対応するため、やむを得ず、財政基金から7,241万4,000円を繰り入れるものでございます。

繰越金は、前年度同様の3,000万円を計上しております。

32ページから35ページにかけての諸収入は、9,365万4,000円でありまして、前年度比で59.0%の増加となっております。

主な要因といたしまして、田布施町と両町とで積立をしておりました清掃処理施設解体経費が熊

南総合事務組合から町へ返還されることによるものであります。当清掃処理施設は、周東環境衛生組合へ譲渡されており、周東環境衛生組合が実施主体として解体施工するにあたり、両町で解体に要する経費を支出することとしております。

35ページからの町債は、2億9,180万円でありまして、前年度比2,830万円、8.8%の減少となっております。

引き続き新規借入の抑制に努めるものであります。

前に戻りまして、8ページの第2表債務負担行為につきましても、30年度から32年度において債務負担として新たに設定をいたします業務でございます。9ページの第3表地方債につきましても、それぞれ適債事業や財政対策分として、町債を起こすものであります。

なお、129ページから135ページに給与費明細書、136ページから137ページに債務負担行為に関する調書、138ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、平成30年度平生町一般会計予算につきましても、説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計予算につきましても、別冊の予算書によって順を追ってご説明を申し上げます。

議案第8号 平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。

予算総額は、17億2,287万7,000円でありまして、前年度比11.1%の減少となっております。

国民健康保険事業は、30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を果たし、町とともに運営を担うこととなっております。

歳出につきましても、17ページからでございます。

19ページからの保険給付費では、29年度実績見込みによりまして、一般被保険者療養給付費は前年度比で4.4%の増加を見込んでおります。退職被保険者等療養給付費は62.2%の減少と見込んでおります。

20ページの高額療養費では、一般被保険者高額療養費で前年度対比は10.9%の増加を見込んでおります。退職被保険者等高額療養費では被保険者数の減少により前年度対比は60.6%の減少となっております。

財政運営の主体が県になることから、共同事業拠出金、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金の支出分は、22ページから23ページにかけましての国民健康保険事業費納付金として、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金等分に移行されることとなっております、所要の経費を計上いたしております。

24ページからの保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、平成30年度も引き続き受診勧奨に取り組み、引き続き集団健診の経費を計上し、受診率の向上に努めてまいります。

戻りまして7ページからの歳入ですが、7ページから9ページまでの国民健康保険税については、保険税の改定により、一般被保険者国民健康保険税は2億5,574万円で前年度比15.0%の減少を、退職被保険者等国民健康保険税は375万5,000円で、被保険者数の減少により、前年度対比で63.5%の減少を見込んでおります。

歳出と同様に、財政運営の主体が県になることから療養給付費にかかる国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金は、県への歳入に移行し、保険給付費等にかかる費用につきましては、県から交付されるため、県補助金へ相当額を計上しております。

11ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分により計上いたしております。続きまして、議案第9号 平成30年度平生町下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、6億7,665万1,000円であります。前年度比2.6%の増加となっております。

歳出につきましては、10ページからでございます。

下水道管理費では、流域下水道事業維持管理負担金を計画流入量の見込によりまして、増額しております。新規事業として、公営企業法適用化支援業務により、公営企業法適用に向けた取組みを進めることといたしております。

11ページからの下水道整備費の工事請負費につきましては、事業費の増加に伴いまして、前年度比で69万円の増加となっております。

流域下水道事業負担金については、所要額を計上いたしております。

12ページからの公債費では、主に元利償還金で3億8,184万3,000円を見込んでおります。

戻りまして7ページからの歳入では、受益者負担金は、対象戸数の減少等による減収を見込んでおります。

下水道使用料につきましては、平成29年度の実績見込等を勘案し、微減で推移すると見込んでおります。

8ページの国庫補助金につきましては、公共下水道事業にかかる国庫補助分でございます。

一般会計繰入金につきましては、歳出でご説明いたしました事業費の増加により、所要額を計上いたしております。

9ページの下水道事業債は、公共下水道事業に対する借入予定額であります。

前に戻りまして、4ページの第2表 債務負担行為につきましては、下水道へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸付に伴います損失補償に対するものであります。

第3表地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起こすものであります。

続きまして、議案第10号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算についてであります。予算総額は、9,345万5,000円でありまして、前年度比で5.0%の増加となっております。

歳出につきましては、9ページからの漁業集落排水施設管理費の工事請負費では、佐賀地区におけるマンホールポンプ自動通報装置のデジタル化に要する経費と公共ます設置等の経費を計上いたしております。

7ページからの歳入につきましては、漁業集落排水施設使用料は、平成29年度の実績見込等を勘案し、同程度の1,550万円を計上いたしております。

8ページの一般会計繰入金は、前年度対比で9.4%増加しております。

町債は、資本費平準化債の発行を予定しております。

なお、4ページの第2表 債務負担行為につきましては、下水道事業会計と同様に排水施設へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸付に伴います損失補償について、定めるものであります。

第3表 地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起こすものであります。

続きまして、議案第11号 平成30年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、2,575万4,000円でありまして、前年度比6.6%の減少となっております。

歳出は7ページになりますが、認定審査会運営のための所要の経費を計上しております。

6ページの歳入におきましては、これまでと同様に3町の負担割合に応じた負担金と事業会計繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第12号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算についてであります。

予算総額は、14億3,279万5,000円でありまして、前年度対比7.0%の増加となっております。

歳出につきましては、11ページからでございます。

14ページからの保険給付費の介護サービス等諸費では、利用実績等を勘案し、前年度比で7.3%の増加を見込んでおります。

14ページの介護予防サービス等諸費では、利用実績等を勘案して、14.7%の減少を見込んでおります。

15ページの高額介護サービス費につきましては、利用実績等を勘案し、18.3%の増加を見込んでおります。

17ページからの特定入所者介護サービス費では、前年度比で1.7%の減少を見込んでおります。

19ページの介護予防・生活支援サービス事業費は新しい総合事業に係る経費として、介護予防サービス等諸費から移行されており、サービスの低下につながらないように取組みを進めております。

一般介護予防事業費では、高齢者筋力向上トレーニング事業を地域支援事業の一つの取組みとして進めており、今後はトレーニングマシンを移設し、場所を変えて開催をすることとしております。

また、新規事業として、手首や足首におもりをつけ、筋力を維持・向上できる「いきいき百歳体操」事業に要する経費を計上いたしております。

20ページの包括的支援事業費では、新規事業といたしまして、生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置し、生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進する生活支援体制整備事業を進めてまいります。また、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員が連携して、自立生活のサポートを行う認知症総合支援事業への取組みに対応する所要の経費を計上いたしております。

21ページにかけての任意事業費では、家族介護支援事業の介護用品支給事業に要する経費を計上いたしております。

戻りまして、6ページからの歳入では、第1号被保険者保険料については、給付費の伸びが見込まれるため、第7期の介護保険計画において保険料を増額改定することとしており、前年度比で3.7%の増加となっております。

6ページから8ページにかけての国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費等の減額又は増額により、それぞれ所要額を計上いたしております。

9ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分により計上いたしております。

続きまして、議案第13号平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、2億4,576万8,000円でありまして、前年度比6.1%の増加となっております。

歳出については9ページからであります。10ページの後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計から繰り入れる保険基盤安定や事務費等の負担金と保険料収納分をあわせて、広域連合に納付するものであります。

後期高齢者医療広域連合からの算定見込みにより増加しております。

歳入につきましては6ページからであります。保険料につきましては、広域連合の試算を基に計上いたしております。前年度対比で6.0%の増加となるものであります。一般会計繰入金につ

きましては、事務費と保険基盤安定分をあわせたものとなっております。

以上で、平成30年度各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、該当いたします各特別会計予算の末尾に、給与費明細書、及び債務負担行為に関する調書、並びに地方債に関する調書を、それぞれ添付いたしておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第14号「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申しあげます。

本条例につきましては、「附属機関の設置に関する条例」に規定する附属機関を追加するものがあります。

内容としましては、「空家対策の推進に関する特別措置法」に基づく空家等対策計画の作成、及び特定空家等に対する措置についての調査、審議に関する事務等を行う町長の附属機関といたしまして、「平生町空家等対策協議会」を追加いたすものであります。

施行日につきましては、平成30年4月1日といたします。

続きまして、議案第15号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申しあげます。

本条例につきましては、最低賃金の改定に伴う報酬額の引き上げに伴い報酬額を規定するものがあります。

主な改正の内容といたしましては、社会教育指導員、青少年育成センター指導員、児童館長、児童厚生員、徴収嘱託員において、それぞれの報酬額の引き上げをいたすものでございます。

施行日につきましては、平成30年4月1日といたします。

続きまして、議案第16号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申しあげます。

本条例につきましては、本年度の山口県人事委員会勧告に基づき関係条文を改正いたすものでございます。

改正の内容といたしましては、扶養手当について、子に係る扶養手当の月額を7,100円から10,000円に増額し、配偶者に係る月額を13,000円から6,500円に減額いたすものであります。

施行日につきましては、平成30年4月1日といたしますが、激変緩和措置として、3年間で段階的に扶養手当額を変更していくものであります。

続きまして、議案第17号「平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申しあげます。

本条例につきましては、同条例の法的な位置づけを明記し、税外諸収入金徴収吏員証票における発行者を特定するために、所要の改正をいたすものであります。

主な改正の内容といたしましては、同条例の根拠法となる地方自治法を明記し、税外諸収入金徴収吏員証票の発行者を「平生町長」と表記したものであります。

施行日につきましては、平成30年4月1日といたします。

続きまして、議案第18号「平生町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」について、ご説明申しあげます。

本条例につきましては、「平生町いじめ防止基本方針」の改定に併せまして、いじめ問題に適切に対応していく体制を整備するものであります。

主な内容といたしましては、「いじめ防止対策推進法」に基づくいじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題調査委員会及びいじめ問題検証委員会を設置するものであります。設置目的や組織相互の関連性を考慮し、設置条例を一本化しており、協議会、委員会それぞれの設置目的、組織、秘密の保持等について規定いたしております。

施行日につきましては、平成30年4月1日といたします。

続きまして、議案第19号「平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申しあげます。

本条例につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

現状としましては、市町村の運営する国民健康保険及び県単位で運営される後期高齢者医療保険における資格の適用は、住所地で行うことを原則としておりますが、施設等に入所して住所が移った場合は、前住所地の被保険者とする住所地特例があり、この特例はそれぞれの医療保険間で引き継ぎがされておられません。

今回、改正する内容としましては、この不具合の解消を図るため、国民健康保険において特例の対象とされている者が、後期高齢者医療保険に加入した場合に、その特例を引き継ぐよう、被保険者の位置づけの変更をいたすものであります。

施行日につきましては、平成30年4月1日といたします。

続きまして、議案第20号「平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明申しあげます。

本条例につきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

内容といたしましては、平成30年度から県も国民健康保険の保険者となることに伴いまして、字句の修正を行うものであります。

施行日につきましては、平成30年4月1日といたします。

続きまして、議案第21号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説



明申しあげます。

本条例につきましては、地方税法の改正及び保険税率の見直しに伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

内容といたしましては、同法の改正により県が国保財政の運営主体となることに伴い、課税額の定義を変更いたすものであります。また、国保制度の変更により、県から示された標準保険税率を参考に算定した保険税率について、平生町国民健康保険運営協議会に諮問し、その答申結果を踏まえて改定した税率にいたすものであります。

施行日につきましては、平成30年4月1日といたします。

続きまして、議案第22号「平生町介護保険条例等の一部を改正する条例」について、ご説明申しあげます。

本条例につきましては、「介護保険法」の改正等に伴い、「平生町介護保険条例」、「平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「平生町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」について所要の改正をいたすものであります。

まず「平生町介護保険条例」の一部改正についてですが、今年度取り組んでおります第7期介護保険事業計画の策定に伴いまして、平成30年度から平成32年度までの介護保険給付に要する費用及び地域支援事業に要する費用を賄うため、平成30年度から平成32年度までの介護保険料を改定するとともに、介護保険法の過料の規定が改正されたことに伴いまして、本町においても同様の措置を講ずるものであります。

次に「平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「平生町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」については、介護保険法の改正により認知症の定義を定めた条項が変更されたことにより、同条項を引用する形で定義をしております本町の条例の該当部分について、改正をいたすものであります。

施行日につきましては、平成30年4月1日といたします。

続きまして、議案第23号「平生町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」について、ご説明申しあげます。

本条例につきましては、「介護保険法」の改正により、新たに制定をいたすものであります。

内容といたしましては、これまで都道府県等が行っていた居宅介護支援事業者の指定等について、平成30年4月1日以降は市町村が実施することとされたことにより、居宅介護支援の人員及び運営に関する基準等を町の条例にて定めるものであります。

施行日につきましては、平成30年4月1日といたします。

続きまして、議案第24号「平生町都市公園条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行による都市公園法施行令の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、これまで国が一律に定めておりました都市公園の運動施設率の上限を地方公共団体の条例で定めることとなったものでございまして、本町の場合100分の50とするものでございます。

施行日につきましては、平成30年4月1日といたします。

続きまして、議案第25号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、公営住宅法の改正によりまして、認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務が緩和されたことに伴い、当該患者等の家賃決定要件である収入の申告を要さない旨のただし書きを加えるものでございます。

また、町営住宅下横団地1棟につきましては、老朽化により今後の管理が不適當であると判断をいたし、用途廃止を行い、条例別表中の当該住宅数を10戸から9戸へ変更するものであります。

いずれの施行日につきましても平成30年4月1日といたします。

続きまして、議案第26号「公の施設に係る指定管理者の指定について」を、ご説明申し上げます。

本施設は、指定管理者制度により、平成29年度から1年間の指定期間を設けて管理運営してまいりましたが、平成30年3月31日をもって指定期間が満了することとなり、新たに指定管理者の指定を行うものであります。

指定管理者の指定手続きにつきましては、「平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」において、公募が原則ではございますが、「地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときは公募によらず指定管理者候補として選定できる」旨の規定がされております。

このたびも、老人福祉センターの指定管理者の選定にあたりましては、引き続き平生町社会福祉協議会を指定管理者の指定候補として、公募によらない選定をいたしました。

選定理由につきましては、これまでの施設管理を通じて地域福祉の向上に取り組まれた結果、実績があり貢献度及び信頼度も厚いことから、今後においても指定管理者としての能力が十分であると判断しているところでございます。

指定期間につきましては、今後の老人福祉センターのあり方の動向を見極めていく必要があるこ

とから、指定期間を1年間と定めております。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定をしようとするときは、議会の議決を必要といたしますので、本定例会にご提案をいたすものであります。

続きまして、議案第27号「町道路線の変更について」を、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、路線番号32番 小倉(おぐら)線の路線を延長し、終点を変更するものであります。

変更の理由といたしましては、延長部分の一部が当初建築基準法上の道路としてみなされた上で、その道路に接道した敷地に建物が建築されておりましたが、その後の法解釈の変更により、当該道路が建築基準法上の道路として該当しなくなったことへの対応を含むもので、町道として認定することにより、住民生活の利便性の向上に資するものでございます。

路線の延長により、町道小倉(おぐら)線の総延長が1,032.9メートルとなることにより、終点部分を変更することになりますので、道路法第8条第2項の規定によりまして、町議会のご議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第28号「債権の放棄について」を、ご説明申し上げます。

今回の債権の放棄の対象となりますのは、滞納繰越分の町営住宅使用料2件分でございます。

町営住宅使用料の滞納繰越額は、平成29年12月末現在、1,354万601円、件数にして53件でございます。この滞納額には、入居中の者のみならず、退去している者も含まれており、現在それぞれの状況に応じ対応を行っているところでございます。

このたび債権の放棄を行いたいと考えている2件につきましては、使用料を滞納したまま、本人が入居中に死亡したものでありまして、これまで相続人等を調査しておりましたが、使用料を請求する相手方が判明せず、回収の見込みがないため、債権の放棄を行いたく、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、町議会のご議決をお願いするものであります。

なお、町営住宅使用料の滞納対策につきましては、今後も適切に取り組んでまいります。

以上をもちまして、予算13件、条例12件、事件3件の議案につきまして提案理由説明を終わらせていただきます。また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、参考に供していただきたいと思います。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(福田 洋明君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を午前11時15分からいたします。

午前10時59分休憩

.....  
午前11時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

.....  
日程第33. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（福田 洋明君） 日程第33、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。

渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） それでは、一般質問通告書にしたがって質問をさせていただきます。

まず初めに、自然災害対策について災害用の備蓄対策はということで質問をさせていただきます。

自然災害、これは平生町は本当に少ない町だと私は感じております。しかし、全国的に見ますと、自然災害はいつ起きるかもしれない。当町においても同じことが言えるのではないかと思います。

そこで、当町において、まずは地震、台風、大雨に対することが考えられますが、この災害に対しての食料の備蓄対策についてお伺いをいたします。

自治体が備蓄する災害用の食料は、東日本大震災や熊本地震の影響で、各自治体が被害想定を幅広く見直しております。今年度までの6年間でほぼ倍増しております。この増加の背景には、東日本大震災や熊本地震などを受け、自治体が被害想定を見直したことが大きな要因として挙げられております。

先日の報道においては、地震の発生確率について見ますと、南海トラフでマグニチュード8.8から9の大地震が今後30年以内に起きる確率は、昨年の70%から、今年になっては80%へと高くなっております。政府の地震調査委員会は、次の地震が少しずつ近づいており、備えてほしいと言われております。

一般的には、「備えあれば憂いなし」と言われますが、ほとんどの都道府県が備蓄をしている中で、山口県は備蓄をしていないと報道されております。県で対策をしないということになれば、当町で対策をしていくしかないわけでありますが、当町としてはどのような考えを持っておられるか、1点目にお伺いいたします。

もう一点、備蓄食料について言えば、食料には必ず賞味期限があります。備蓄が増えて課題になるのが、賞味期限が近づいた食料をどのように処理をしていくかだと思います。処理について言えば、有効活用としては、毎年行っている防災訓練、また防災イベントに使用していく。次には、フードバンクへの寄附も考えられます。また、家畜の餌や肥料へ加工して使用することも考えられますが、何もできなくなれば廃棄となるわけです。

また、最近では、廃棄や費用を減らすために各地の自治体が導入しているのは、民間企業などと協定を結んで、災害時に食料を提供を受ける流通備蓄です。他にも処理方法があるかもしれませんが、当町としてはどのような方法をとっていくのかを2点目にお伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 自然災害対策の一環として災害用の食料の備蓄対策ということで、2点質問をいただきました。

最初の1点目ですが、食料の備蓄についてでございます。

本町では、指定避難所になっております各地域交流センター、それから小学校、中学校の12カ所で、日常生活に最低限必要な食料、毛布、医薬品等の物資の備蓄を行っております。

あわせて、これだけでは十分ではありませんから、県や市町村相互間の支援協定、あるいはまた民間の事業者、団体等も物的支援や人的支援についての協定を行っているところでございます。

また、大災害が発生すればライフラインが使えなくなるというようなこともありますので、町としても出前講座あるいはホームページ等を使いながら、平時から町民の皆さんにも各家庭や事業所等で、最低3日分程度の食料、飲料水等の備えをお願いしておりますし、避難のときには非常持ち出し品の準備をしておいていただくようお願いをしております。

いずれにいたしましても、町とそれぞれ地域とが災害時に備えてしっかり役割を果たしていくということが求められているんだと思っております。

これからも備蓄についてはしっかり対応していきたいと思っておりますが、この備蓄の食料については、本町の場合は乾パンを準備をさせていただいております。賞味期限が5年ということで、毛布や医薬品とか、備蓄の品目が一覧表がありますが、それぞれ点検をするようにしております。

期限切れになるのをどうするかという話でございます。今年は、今年度ちょうど期限切れを迎える食料について更新を行います。このたび、更新につきましては、教育委員会にも協力をいただいて、賞味期限が切れる前の食料について、町内の小中学校の児童生徒に非常食を体験してもらいました。災害に備えた準備というのが大変大事だということをお子たちも学んでいただけたんではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） いろいろご答弁をいただきましたが、小中学校の生徒にもということで、これも新しい試みではないかと思えます。

今、自前の備蓄と流通備蓄を併用する方法がとられていると申しましたが、これは、都会と違い、地方では交通網が混乱をすれば流通備蓄は機能しないとも今言われております。この点については、今町長はどのように考えておられるか、お願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 流通備蓄というのも一つの対応の方法ではあろうと思います。ご指摘のように、大災害ということになれば交通網を含めて大変なダメージを受けるわけですから、一体どうやってその流通網を生かしていくのかということにもなります。そういったことを含めて、例えば県においては広域での対応等を含めて協議がされておりますけれども、まずは、自分のところで一定程度の備蓄をしていかなければいけないというふうに考えておりますし、毎年地域の住民の皆さんと防災訓練等は行っておりますけれども、こういった備蓄の問題も含めて、啓発をしていきながら、それぞれが役割を果たしていけるように、まずは地元で対応していけるように努力をするというのが基本だというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 瀧上正博議員。

○議員（8番 瀧上 正博君） 今、備蓄については地元での対応が主になると、こういうふうに言われまして、それなりの努力をよろしく願いたいしまして、次の質問に移ります。

次は、中学校の部活についての質問でございます。

今年になって、当町はこの1月16日に中学校の運動部活動に対する有識者会議を開いております。この中で、休養日や練習時間などに係る運動部活動のガイドラインの骨子を示しているところでございます。

骨子では、学期中の平日と土日に各1日以上、計2日以上休養日を設ける。2点目に、1日の活動時間は平日で2時間程度、休日では3時間程度にとどめることを提言しております。教育委員会や校長に対して、これらを参考にして活動方針を策定するように求めています。

骨子で示された休養日と練習時間の目安は、21年前の1997年に中学生、高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議がまとめた調査報告書の休養日等の設定例と、これは同程度となっております。

もう一点、骨子は、教員の負担を軽減するためとして、外部の人が指導する部活動指導員の配置を推進するように求めています。この指導員制度は、今年度からスタートをするとしております。指導員は学校外の大会の引率や部活の管理運営などを担うとしておりますが、当町においてはどのようにしていくのか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 中学校の部活動についてお答えいたします。

今、議員お示しのとおり、スポーツ庁において、平成30年1月16日に、運動部活動のあり方に関する有識者会議を開催され、その席で、運動部活動に関するガイドライン、骨子案が示されました。今後、検討を重ね、今年度末にガイドラインが策定される見通しとなっております。

このガイドラインは、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象として、生徒にとって

望ましいスポーツ環境を構築するという観点から策定されるものであります。ガイドラインの主な内容としては、先ほどお示しがありましたが、適切な運営のための体制整備や適切な休養日の設定、学校単位で参加する大会等の見直しが示されています。とりわけ、適切な休養日等の設定では、平日1日以上、土日1日以上の週2日以上の休養日を設定すること。1日の活動時間は長くとも平日で2時間程度、学校の週休日は3時間程度とすることなどの基準が盛り込まれる予定でございます。

本町の中学校部活動における休養日については、現在、毎週水曜日を部活動の休養日として設定しているほか、週休日には最低月2回以上の休養日を設定しており、先ほどのガイドラインに示されている基準をほぼ満たした状況でございます。

部活動運営が校長のリーダーシップのもとにそういった状況で行われておりまして、新たなガイドライン策定によっても大きな混乱はないというふうに考えております。

今後は、今年度末の国によるガイドラインの策定を受け、県との連携を図りながら、本ガイドラインにのっとり、持続可能な部活動のあり方についてさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、部活動指導員についてでございます。平成29年4月に学校教育法施行規則の一部が改正され、中学校、高等学校において、校長の監督を受け、部活動の指導技術や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員の制度化が新たに規定されました。

この部活動指導員の職務として、実技的な指導にとどまらず、大会、練習試合等の引率、年間指導計画等の作成など、現在中学校の教員が行っている業務を協力し、あるいは代わりに行うことなどが示されています。この部活動指導員の配置により、学校における部活動の指導体制の充実を図ることで、教員の部活動における負担軽減が期待されています。

山口県では、今年度、モデル地区として宇部市と美祢市が部活動指導員を配置しており、その成果と課題が今後上げられてくるというふうに思っております。

本町の中学校の部活動の運営状況ですが、常設の部活動には複数名の部活動顧問を配置し、これは教員ですけれども、指導体制を図っております。また、県中学校体育連盟に登録した外部指導者が6名おられ、専門的な技術指導など、部活動顧問運営のサポートを行っていただいております。

ご質問にありました部活動指導員の配置につきましては、今後さまざまな検討が必要だというふうに思っておりますけれども、1つ目に、生徒の望ましい部活動のあり方につながるものであること、2つ目に、教員の負担軽減、働き方改革につながるものであること、3つ目に、現在、外部指導者として登録されている方々に責任の問題等過度な負担や不公平感をもたらすことにならないこと、4つ目に、そして一番の課題と考えておりますが、放課後に当たる時間帯から部活動業務に当たることのできる人材の確保、これが可能であること等について、現在モデル地区で実施されております2市の成果や課題について情報収集に努めるとともに、学校の意見も尊重し、平生町の実状

に応じた支援のあり方を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 瀧上正博議員。

○議員（8番 瀧上 正博君） 再質問をさせていただきます。

現時点では、部活動指導員については教育長の答弁のとおりだと思っておりますが、この問題はこれからずっと続いていくわけです。そうすると、やっぱりはっきりした指針を持っていかないとやいけんと思うんですよ。今4点を掲げられましたけど、これを十分に発揮していくのはどのように考えておられるか。この点についてよろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 先ほども申しあげましたように、今、さまざまな過去例を部活動指導員という体制をつくっていくということになりましたら大きな課題がたくさんあるというふうに思っております。そのあたりを、今モデル地区でやっているところがどういうふうになしていくのかということも今後検討が必要なのかなと。

課題と考えておりますのは、都市部ではその指導員そのもの人材が複数あるというところについては、割と楽にできるのかなと。ただ、こういったところでございますので、今部活動指導者そのもの、コーチとして入っていただいて、教員の補助をしていただくという形の方であってもなかなかその確保に厳しい面があると。この部活動指導員になりましたら教師の代わりにそういった業務が行えるということですので、大きな責任もかかってくるというようなことにもなります。そういった人材をほんとに確保できるのかというのが、一番の苦しみではございますが、それに伴いまして、さまざまな規則をつくり、費用の関係も整備していかなくやいけないというふうに思っておりますので、今のモデル地区をしっかりと見て、どのような課題があるかを再度よく確認しながら可能性を探っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 瀧上正博議員。

○議員（8番 瀧上 正博君） 今、教育長が答弁をされたように、この小さな自治体においてはすごい難しい問題だと私も考えております。そうはいつても、やっぱりこれから続いていく問題でありますので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（福田 洋明君） 要望で結構ですか。

○議員（8番 瀧上 正博君） はい。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、岩本ひろ子議員。



○議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、新庁舎整備事業について2点ほどお伺いいたします。

まず1点目に、老朽化のため、現庁舎建てかえの方針が出ておりますが、今年度の予算では財政基金繰入金より7,200万円繰り入れされ、町債で約2億9,000万円予算計上されております。

平成30年度の町債残高は約9億4,000万円あります。新庁舎の整備には、平成33年までに8億2,400万円の予算を計上されておられますが、これから少子高齢化が進み人口減少にある中、町民税の歳入の見込みが減少してまいります。今年度の新規事業もそれほど財源収入につながるものではなく、財政調整基金の残高も3億円ということになっています。

そういった現状の中で、これからの財源確保と資金繰りについてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

2点目に、整備事業において地元への還元についてですが、現庁舎建てかえは高額の公共工事となりますので、地元への経済効果、また還元をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 新庁舎整備に関連をして今2点の質問をいただきました。

1つは財源の確保についてということですが、確かに、財政状況は大変厳しい状況が続いておりますし、将来を展望したときに、今ご指摘がありましたように、歳入の面ではこれから税収はどうなるのか、あるいは地方交付税の動向についても心配がされると。歳出の高齢化が進展をしていくと。そういう状況の中で社会保障関連費というのもこれから膨らんでいくということが想定をされる中で、しっかり財源の確保の見通しが立てられるのかということだろうと思います。

こういう厳しい状況の中で、一般財源を含めて財源確保というのは最重要課題だという認識は我々もしっかり持っております。したがって、今回の市町村役場機能緊急保全事業、庁舎の建てかえに対する国の財政支援は全くなかったわけでありましたが、今回、こういう事業を新たに補助メニューとして創設がされたということでありますから、これを活用していくというのは、我々としても財源確保の1つだという位置づけをさせていただいておまして、あわせて、第6次の行革大綱に向けての対策をしっかりと取り組んでいくということが一番基本になろうかというふうに思っております。

特に、新庁舎の建設に向けては、これから用地費だとか実施設計費だとか、あるいは庁舎の建設、駐車場、解体費というようなことでいろいろ経費が想定をされます。そういったところを含めて、そのシミュレーションを示させていただいております。

借金を返していく公債費ですが、これも現在、約5億円ぐらいに落ちてきているんですが、シミュレーションでも示しておりますように、だんだん低減をしておりますから、平成39年、10年後には大体4億円という今推計をさせていただいております。

それから、地方債残高につきましても、今大体残高が50億円であります。一時的には50億円を超えますが、やがてまた10年後には40億円程度までずっと下がってくると。それら新庁舎関連経費を加味した場合においても、ほぼ現状を少し上回ったり減ったりという状況で、実質公債費比率、あるいは将来負担比率等についても、現在の公債費比率から大幅に減少とはいきませんが、微減で推移をするという推計をさせていただいております。

あわせて、行財政改革の財源確保をやっていながら、この対策をとっていかねばいけないということになろうと思います。

いずれにしても、庁舎については、ごらんとおりでありまして、放置をしておくわけにはいきません。やっぱりここで働く職員の安全な環境を確保していかなければなりませんし、同時に、町民にとっても何か事あれば、罹災証明が発行できないというようなことにならんように、町民が安心をして暮らしていくためにも、庁舎の整備というのは必要になってこようというふうに思っております。これは議会ともそういう意味では思いを共有をして取り組んでいけたらというふうに思っております。

どっちにしても、財源確保というのがその大前提になりますから、我々も最大の努力をしていかなければいけないというふうに考えております。

それから2点目の地元経済への波及効果というところでございます。

もちろん、大きな事業になりますから、地元への経済効果につなげていくというのはこれは大事なことで、我々もそのことはしっかり胸に置いてやっていかなければならない。同時に、せっかくなので、品質の確保、あるいはライフサイクルコストを確保していくと。これからいろんな技術の提案等も受け入れていながら、町民も喜べるような施設ということになっていくと、できるだけ多くの門戸を開いて、参入の機会を業者にも与えながら、技術力等も発揮をしていただいて、よいものにしていくということが求められているだろうというふうに思っております。

経済効果を町としても考えてやっていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） しっかり取り組んでいかれるようですが、今の計画では、町民の負担は免れないように思われますが、大丈夫なんでしょうか。

また、町民への説明はどのようにしていかれるのか、その点も含めてお伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） もちろん税金を考えながらやっていきますから、間接的に言えば、やっぱり町民の協力を得なければいけないということになりますが、そのことで新たに負担を、別に町民に求めていくということは今考えておりません。こうした財政運営をしっかりやっていながら財源を確保するということが基本であります。そのことによって、この事業を行っていくということ

が基本だというふうに思っております。

それから、ご承知のように、基本計画、基本構想を策定中ということで、この3月末までには出てくると思います。それらをもとに、この前から申しあげておりますように、住民の皆さんの意見あるいは声を受けとめていきたいということでもありますから、この基本構想、基本計画ができ、特別委員会にも報告をして、意見をいただきたいと思っておりますし、町民の皆さんからのそういった声を聞く場も当然予定をさせていただいておるという状況でございます、それらを踏まえてこれからの中身を具体化していく取り組みに入っていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 大きな建物ではなく、エレベーターの要らない程度の建物にして、メンテナンスがしやすく、町民が親しみを持てるような庁舎にして、将来、町民に負担ができるだけかからないような計画を立てていただきたいと思いますが、町長さん、いかがでございましょうか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） ご答弁させていただきます。

この前から申しあげておりますように、こういう状況だし、町の将来のことも考えながら、コンパクトで簡素にして機能的な、そういう庁舎を求めているというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 次の質問に入らせていただきます。

高齢者の住みよい環境づくりについて伺います。

高齢者ドライバーの交通事故が連日報道されております。運転に不安を感じたならば運転免許を返上していただくようになるのですが、車がなければ生活ができないという方も多いのが現実です。公共交通と徒歩で日常生活ができなければ、無理をしても自動車に乗ってしまいます。免許を自主返納された場合の支援は早急かつ真剣に検討すべきだと思います。

そこで、平生町高齢者福祉計画の素案の交通安全の取り組みの中で、免許返納と交通手段の充実とありますが、具体的にはどのような施策があるのか、伺います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 高齢者の運転免許返納後の対応ということでご質問をいただきました。

ご指摘のように、高齢者の事故も増えておると。去年も何回か多発警報が発令をされて、注意を皆さんに喚起をしてきたという経緯がございます。そういう中で、運転免許証の返納ということが今実際に増えてきております。

これは平成28年になりますけれども、10年前ぐらいまでは約500人程度だったんですが、山口県で4,612人が返納されております。柳井管内でいいますと、これは去年1年間で

402人、これも年々ずっと増えております。それだけ返納者も、安全にちょっと不安があればということで対応されているんだと思います。

町のほうでは、いろいろ高齢者福祉計画をつくる場合もそうですが、町民のアンケート調査をやったり、住民の座談会等も実施をいたしまして、移動手段の確保という、地域の方の強い要望が、第1次の福祉計画を立てる段階から平生町の場合、ありました。

それを受けて介護サポート事業等も実施をさせていただいて、これはもう介護認定を受けた方が対象になっておりますが、今こころ辺についてどうしていくのかというのをもう一度考えていかなきゃいけない時期に来ているかなというふうにも思ったりしております。

あわせて、今大野では地区社協で輸送サービス、高齢者の買い物とか病院に行ったりしていただいておりますし、佐賀でもコミュニティ協議会が輸送サービス、尾国地区もそうですが、足の確保に向けて、ボランティアの方々を含めてご協力をいただいておりますという状況でございます。運転免許の返納をされた方を対象にということには結びつきませんが、今町内でも運転免許を返納した場合に運転卒業証というのと運転卒業サポート手帳、この2つあるんです。免許を返納されれば手帳と証明書と両方もらえると。運転経歴書というのは身分証明のかわりになるということでございます。今のサポート手帳もそうですが、それを示せばいろんなサービス、タクシーでいえば割引料金が適用される。あるいはまた、お店でも事業者の方も、町内でも今約8つぐらいの事業者の方々がご協力をいただいております。返納された方が買い物をした場合はサービスをしましょうと割引いただいておりますから、これはこれでしっかりこれからご協力いただくように、PRもしていきたいというふうに思いますし、今言いましたように、要介護認定を受けて、タクシー券を出しているんですが、年間24枚、1枚につき500円減額のタクシー券、これは介護を要する方です。この辺も介護の認定にかかわってきておりますが、助成対象の要件をどうしていくのかということも含めて、この新たな対象期間の間に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 隣接の田布施町では、今年度より、免許返納者への支援が始まります。当町でも早急に、かつきめ細やかな支援をしていただきたいと思います。

今、要介護の方には送り迎えの支援もされ、タクシー券も出しておられますが、健康でありますが高齢で運転をされなくなって乗れないという方も出てきましたので、そういう方にも同じように便宜を図っていただくようお願いしていただき、例えばバスも今子供たちは学校の行き帰りに利用していますが、日中は割と乗客も少ないようなんですが、その時間帯によってバスの路線を住宅街に回ってもらうとか、それは企業さんとの協力とか、支援をお願いしていかないとはいえないと思うんですが、時間で住宅の路線を少し変えていただくというような変更をお願いしていた

だいたらなと思うんですが、この点ができるかどうか検討していただいて、また生活支援体制整備事業というのを新しくされるようですが、これはどういう整備事業なのか、お聞きいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） こういった方々を含めて、どういう支援ができるのか、十分考えていきたいというふうに思います。

バス路線の変更は、陸運局に改めて許可をもらわないと、勝手にこっちが客が多いからこっちに行きましようということになりませんし、事業者との間で協議することになると思います。町の立場からはこういう路線について、地方バス路線対策費を組んでいますから、いろいろ協議の場はありますから、事業者とも、あるいはまた関係行政機関とも協議はいつもしております。

（発言する者あり）

○議長（福田 洋明君） はい。

○町長（山田 健一君） 健康保険課長が答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 田代健康保険課長。

○健康保険課長（田代 信忠君） それでは、ただいま質問ございましたように、生活支援サービス体制整備事業でございます。

これは介護保険法に基づいて地域包括ケアシステムの構築が重要内容とされておる中の一つでございます。特に高齢者の在宅生活を支えるためのボランティア、また民間企業、また社会福祉協議会等の多様な事業主体によりまして、有償的な生活支援サービスの提供体制を構築し、それぞれの主体の持ち味を生かした、地域における支援体制の充実強化を図ることが重要とされております。高齢者の社会参加をより一層推進することを通じまして、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することが期待されておりますけれども、このような高齢者が社会的役割を持つことによりまして生きがいや介護予防につながるということで、今現在、移送サービス等をやっております。それぞれ生活支援コーディネーターというのを設けまして、そういった協議体の中に含めまして協議をして、それぞれ生活支援の体制の整備を図ってまいります。

それとあわせて、一般介護予防事業におきましては、介護予防教室などの住民主体の通いの場ということで、近いところに集まって通いの場を設けて充実、また地域の中で社会的役割を担うことをもって生活できるような居場所づくり等を拡充していきたいという内容でございます。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） これはまた違った事業のようですが、高齢者で免許を返納された方への取り組みができるように、ぜひよろしく願いいたします。

要望で終わらせていただきます。

.....

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時からいたします。

午前11時59分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

都市計画について2点ほど伺います。

平生町のまちづくりを進めていく場合、都市計画はどのような役割を果たしていくかが重要なポイントだと思います。本町の都市計画の中で、用途地域として網かけをし、商業地域として線引きされているところは現在商店は少なくなっており、商業地域として守るべきものも少なくなっています。今では住宅地化しています。第1種低層住居専用地域においても空き地が目立ち、用途地域として広く取り過ぎではないでしょうか。

都市計画を進めて以来、都市計画当道路の一部はできておりますが、残りの道路はできてはいるはずが、完成していません。このままでははずがはずで終わってしまいます。進まないのであれば、大きな見直しをしていく必要があると思います。

平成24年、山口県土木建築部都市計画での平生都市計画は、都市計画の目標、主要な都市計画の決定方針についてはおおむね20年後を想定するとあります。主要都市計画の決定の方針の中で主要用途の方針として行政施設や商業施設等が集積する町役場周辺については、都市機能の集積を図り、国道188号線沿いについては、周辺の住宅の環境に配慮した良好な市街地環境を維持するとともに、利便性の高い近隣商業地の形成を図るとありますが、将来、この目標どおりになっているのでしょうか。

この目標を達成するには、都市計画を適切に策定し実現していくため、都市の現状や変化の様子などの確に把握する必要があります。そのために都市計画基礎調査があります。おおむね5年ごとに都市計画区域について人口、産業、市街地面積、土地利用、交通量の現況について調査をし、町の現況及び動向を把握するようになってはいますが、この調査結果が平生町の都市計画に反映され、そして見直しは今までにあるのでしょうか。

次に、現在、国道188号線沿いの赤子山側は、宅地造成をしたままのところ、遊休農地も目立っており、土地の有効利用がされているとは思われません。この188号線沿いは、50メートル幅の近隣商業地域となっており、それより赤子山側は第1種低層住居専用地域となっています。大きな駐車場を持つ店舗が進出しようとしても、奥側が第1種低層住居専用地域なのでいろいろと制約があり、進出できないのではないのでしょうか。

この第1種低層住居専用地域を第2種住居地域にすれば、広い店舗をつくることができ、進出もしやすくなり、188号線において自家用車、オートバイ、自転車でのアクセスが主たる集客方法である店舗ができることにより、平生町に人の出入りが多くなれば町の活性化になるのではないのでしょうか。

以上、都市計画基礎調査と188号線沿いの用途地域について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 都市計画に関連をして2点、基礎調査と188号線沿いの赤子山側の土地についてということでございます。

おおむね5年に1度ということで、都市計画の基礎調査が県と町で実施をされております。平成13年の改正都市計画法で、それまで市街化区域及び市街化調整区域を設定した都市計画のみでやっていた都市計画マスタープランを全地域でやっていくということになっておりまして、その都市計画マスタープランの中に平生町の都市計画も位置づけされておるという状況でございます。したがって、この基礎調査の結果を踏まえてマスタープランの見直し等が行われるということになっておるわけでございます。

平生町におきましては、ご承知のように、昭和47年に都市計画区域の全域指定が行われまして、当時、8つの地域の制度のうち7地域の設定を行ってございました。その後、平成7年に都市計画法、建築基準法の一部改正ということで、新しい新用途地域への変更ということになりまして、現在の11地域の設定が行われております。面積も823ヘクタールに変更になっておりまして、この用途地域制度の改正のときに用途区域の見直しを少し行ってございまして、あるいはまたその後平成16年に田名埠頭の臨港地区の指定の際などに社会情勢の変化等を踏まえて活用をしてきておるところでございます。

したがって、都市計画の見直しのときに基礎調査を反映をさせていくということが基本ということになってまいります。

そういうことで今日まで反映をさせてきておりますけれども、今ご指摘のあった188号線沿いの赤子山側でございます。今第1種低層住居専用地域ということになってございまして、これを第2種の住居専用にすれば、もうちょっといろんな店舗が出れるんじゃないかというお話でございます。

いろいろ用途地域の指定の変更については、11種類の用途地域の指定、平成7年には188号線沿いの近隣商業地域が、50メートル幅でありますけれども、ロックショッピングタウン付近を第2種の住居地域に指定をしてやっております。そういう社会経済情勢の変化を踏まえて変更ということになってくるわけでございますが、今回も、調査をやっておりますから、その調査結果を踏まえて、社会情勢の変化に対応した用途区域の変更等についても、十分それらをベースにして判断

をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、判断のほうをよろしくお願いします。

今も用途地域と指定している場所を守っていくのか、それとも町の活性化を求めて、先ほど言うたように、商業地域が今はもう住宅地域化みたいになっている。そういうところは今後どのようにしたいか。考えていけばお聞きします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 都市計画の基本理念と申しますか、要するに、まちづくりをしていく上で、秩序のあるまちづくりをしていこうと。それぞれの地域の実状なり、社会情勢によって変化をした部分については、この辺をやっぱり踏まえて、あるべき姿につなげていきたいと。そのためにはやっぱり一定の秩序を持った土地の有効活用ということになってこようと思いますので、十分調査結果も踏まえて対応していきたいというふうに思います。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） これは要望なんですけど、どのような都市計画をすれば町が豊かになるか。町の税収が増えるか。人を動かすといったことが大事だろうと思います。こういったことを研究していく必要があると思いますので、住民の意見を広く拾いながら、都市計画について研究をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 通告に従い、質問いたします。

昭和49年に策定された平生都市計画総括図をもとに、道路についてお尋ねします。

道路は、人口減少の歯どめに最も必要と思います。交通が便利になれば転出することもなく、通勤・通学の範囲が広がり、住民が増え、発展につながります。高速道路を使用して山口、広島まで通勤する人もいる時代です。農業振興や生産・流通、合理化を図る道路として県営事業により佐賀の藪から大野南までの農免道路が供用開始してもうすぐ1年になります。大変便利になりました。平生プラザ周辺も、平成10年には用地買収され、既に便利に拡張されています。県道伊保庄平生線道路改良事業を早期実施することは、平生町の発展につながると思います。進捗状況をお聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 都市計画道路の、特に伊保庄平生線と申しますか、ここの中央線の進捗状況ということでございますが、都市計画法に基づいて昭和49年に7路線、総延長19.88キロ



が指定をされております。街路中央線でございますけれども、ショッピングタウンから国道188号線とこのショッピングタウンの接点のところ。ここから現在整備がされております県道の伊保庄平生線、これを通してプラザのところから、都市計画ではJAのところを通して大野の河田を抜けてみのげのところを終点という形で道路が計画をされております。総延長1,620メートルのうち1,077メートル、いわゆる県道伊保庄平生線の部分が整備済みということになっておりまして、平生プラザから向こうが未整備ということなのです。

これは、ずっと要望もして今日まで来ておりますが、町としても、この地域の活性化のためにも事業実施方法等について、引き続き県と協議を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 県土木の話によると、平生プラザ前から大井川方面につながる道の大きな計画はありますが、詳細な計画、道路の詳細なルートなどの設計図はない状況である。また、今後の整備予定時期については未定とのことでした。私は、よくなることはどの地域でも、また少しずつでも改良できないものかと思っています。声に出したり行動を起こさないと計画は計画図のままで終わります。平生都市計画総括図は、平成4年と平成7年に見直しもされているようですが、今後の明るい見通しはありますか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） ただいま答弁をいたしましたように、引き続き協議をしっかりと行っていきたいということでございます。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 平生町にはお金がありません。県や国への要望、依頼などはもっと粘り強く交渉することが平生町には必要なことではないでしょうか。今まで県や国への陳情、働きかけは十分でしたか。頻度はどれぐらいなものでしょうか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） それぞれ国・県への要望については、折に触れてやってまいっております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） それでは、2問目に移らせていただきます。

総務厚生常任委員会で平岡議員の質問に対する説明が、私は理解と納得ができず、町民にも納得していただくために再度質問をさせていただきます。

12月に増額補正の内容を質問したところ、建設課職員が中途退職したため、派遣職員を採用したとの答弁を聞き、私がまずびっくりしたのは、若い職員が年度途中、しかも年度前半に退職されていることにもショックを覚えました。きょうは、派遣職員について質問する上で、時系列で中途退職者のことも尋ねる必要がありますので、あわせて質問します。

退職の原因は、またはどのように対処されたのかが1点目、派遣職員の採用は初めてと聞くが、今まで派遣職員を採用したことはあるのかないか。これからも採用するのか。2点目です。

臨時職員より高額なお金を支払ってまで派遣職員を採用するメリットは何ですか。3点です。お尋ねします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

昨年の12月の補正で委託料を計上させていただく際に説明した内容でございます。建設課の技術職員が年度途中で退職したことに伴いまして、その技術職をまず補充したいという意味合いで派遣の会社に依頼をいたしましたものであります。結果的には技術職はいなかったんですけども、そういった技術方面の手伝いもできるというので採用をさせていただいたものであります。

退職した原因につきましては、個人のことになりますので、こちらでは触れさせていただかないですけども、何回かこちらとしても引きとめはいたしたところでございます。

派遣につきましては、今回が初めてのことでございますので、今後につきましては、基本的には臨時採用職員で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 今の答弁では、メリットは、結局技術じゃなく、一般の職員と同じように対応したということによろしいのでしょうか。それでは、人事・採用を固定するためにも職員を退職させることは最後の手段だと思います。まず、職員の多能効果制度を取り入れ、どの課、どの場所でもできる。ここがだめならこちらで少し勉強、また性格なども考慮し、誰でもできる指導・教育が大切ではありませんか。町長の思いをお尋ねします。

退職に伴う派遣職員の採用は応急措置ですか。採用期間は、再雇用はありますか。派遣会社との契約はどのようになっているか尋ねます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 職員の退職については、町の職員として頑張るようにとの説得をやっております。それ以上は本人が決断をされたことで、本人の意思に基づいて行われておることです。

人事については、職員それぞれ皆思いもあると思いますが、毎年、希望する職等について、職員からいろんな希望、特にこういうふうに、私は今度はこういうことがやってみたいからこういうところにいきたいという意思を受け取って、参考にしながらやっておるとい状況でございます。

派遣職員の内容については、総務課長が答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 派遣職員につきましては、契約に基づいて派遣をしていただいております。基本的には契約期間はこの年度末までの契約をさせていただいております。

再雇用については、今の段階では町でこの2月に募集をしております臨時職員で対応してもらおうということになりますが、それはあくまでも補充にすぎませんので、4月の人事異動の中で、賄えないものについての補充としていきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 財源のない平生町です。効果のあるやり方をお願いしたいと思います。

私は、部下も上司も一つの輪になって、平生町が看板にしている協働のまちづくりは、平生町役場から発信していただけるものと期待しています。1つの町を考えた場合の町長の思いを再度お聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。（発言する者あり）今3回。

○町長（山田 健一君） 今ご指摘をいただいたように、町全体の、町民の協働実現をしていくために、ご指摘のような考え方が基本にあります。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 3問目に移らせていただきます。

風力発電設備の耐用年数は17年間で、平成33年10月末までであることを踏まえ、改めて今後の対応について住民に説明するお気持ちはあるのかをお尋ねします。

また、現在住民の声として騒音や生活環境に耳を傾け、回答は明確にされておるのかどうか、騒音や不満解消のため住民に寄り添う策の1つとして、アンケートまたは状況説明会を開催する予定はないかもお尋ねします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 風力発電所についてのご質問でございます。

まず、今7基あるわけですが、1基は、これが平成16年に大星山風力エネルギー、今は西島製作所というふうに言っておりますが、ここと風力エネルギー開発と進出協定を交わして、平成33年までの地上権設定契約ということになっておりまして、さらにその後の平成19年に平生風力開発株式会社、これと6基の進出協定を交わして、トータルで7基が稼働しているという状況でございます。

建設に当たっては、それぞれの事業者において環境調査等も行った上で建設がされておりますが、

稼働当初においては、いろいろ騒音があるんじゃないか、あるいは低周波などの影響はどうかというようなことで問い合わせ等もそれぞれあったように思います。それらについては当然進出協定に基づいて、当該事業者が状況をしっかり踏まえて対応するように、町としても指導をしてきたところでございまして、最近ではそういった苦情は入ってきておりません。

質問のように、この減価償却の耐用年数が17年でありますから、地上権設定契約期間も同様の期間でありまして、ここ3年後には契約満了の期間を迎えるということになります。

したがって、これから、事前に西島製作所に対し、期間の延長を行うのか、それとも事業を完了してやめてしまうのか、その辺の判断を求めていくことになろうと思います。

当然、事業を引き続き継続ということになれば改めて住民説明会等含めて、手順を踏んでやるように、適切な指導をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） ありがとうございます。住みよいまちづくり、安心して生活できるまちづくりの観点から、設置当時とは環境も違い、高齢者も増え、老人や病気の人たちの睡眠障害の影響はないかなど懸念されるので、再調査は必要と考えますが、町長さんのお考えはどうか。

下関市安岡町の問い合わせの件や自治会集会での質問については、住民への周知はどのあたりまで行っているのか、あわせてお聞きします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 産業課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 藤山産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） 今ご質問がありました住民周知につきましては、最近、先ほども町長が申しましたとおり、苦情等の状況が入っておりませんので、個別のものとしての案件がない状態ですので、特に今周知をしていない状況でございます。

また、風力発電につきましては、建設当時から設置しましたホームページにおいて、どういったものかの説明については引き続き周知をしているところでございます。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） ありがとうございます。早くから住宅に二重サッシを適用してもらった人もいます。住んでいる以上、風車とは一生つき合っていくわけで、環境も変わります。お互い、状況を理解し、気持ちよい関係を保持するためにも、これからの風車を通した町長の住民への思いをお聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 風車はある意味で平生町のシンボルになっている部分もありますし、同時

に住民から親しまれる施設としてこれからも、ある以上は機能してほしいなというふうに思っておりますし、住民からの疑問や質問等があれば、事業者に指導して、良好な関係が保っていただけるようにしたいと思っております。

.....

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告しました老人福祉計画第7期介護保険利用計画について質問いたします。

この計画は、皆さんご存じのように、第6期から地域包括ケア計画として位置づけられています。

そして、団塊の世代が75歳を超える2025年までに地域包括ケアシステムを段階的に構築することになっています。これによって、住みなれた地域で最後まで自分らしく暮らすというこのシステムのあるべき姿の実現が見えてきます。

さて、先日この第7期計画の素案をいただきました。それによりますと、町内の人口推移・推計で高齢者数は2019年がピークです。しかしながら、75歳以上においては、2025年以降も増えていくのではと推察いたします。

今回の計画を立てるに当たって、現状の分析とともに将来に向けての取り組みを審議されました。まず、今回の計画の特徴と今後の課題を質問します。

2つ目に、高齢者が安心して暮らしていくために今ある福祉資源とその活用、そして不足と思われる部分をどうカバーしていくのかもお尋ねいたします。

3番目は、制度の持続性についてです。

少子高齢化の進展により人口減少が進む中、問題となるのが介護人材の確保や保険料の上昇、そして町の財源の縮小など不安材料には事欠きません。制度の維持が心配されます。持続は大丈夫でしょうか。

最後に、役場内の点検についてお尋ねいたします。

この計画を立てるときも、それぞれの部署と情報交換されたことと思います。高齢者の生活を取り巻く課題の多くは、そのまま各課の業務内容と重なります。この地で安心して最後まで自分らしく暮らしていける町にするためには、健康保険課を中心に、関係各課のこれからの取り組みにかかっています。役場内の連携システムをお答えください。

以上、1つ目は今回の計画の特徴と課題、2つ目が福祉資源について、3つ目は制度の維持、そして最後に、各課とのこれからの連携についてお尋ねいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 老人福祉計画第7期の介護保険事業計画に関連をして、4点ご質問をいただいております。

今回の計画につきましては、議員もお示しのように、第6期のときから地域包括ケア計画としての位置づけが行われておりまして、さらに第7期では、この地域包括ケアシステム、これをより深化・推進をしていくということが大前提、基本になっております。その上に立って、この計画の特徴と課題ということでございます。

特徴は、今もありましたように、包括ケアシステムをどう深化をさせていくのか。特に高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止の機能を強化をして、制度の維持、可能性を確保するとともに、必要なサービスが提供されるようにすることが求められているというふうに思っております。多様な主体によって地域共生社会の実現を目指していくというのが大きな基本目標ということになるというふうに思います。

ただ、そうは言っても、課題として1、2、3、4、5点ぐらいあろうかと思っております。1つは、高齢者の社会参加、これから生きがいを持ってどう生活しやすい環境をつくっていくのか。

2つ目が、介護予防と健康づくり。健康寿命の延伸を図るための対策ということがさらに求められているというふうに思います。

3つ目が、介護予防日常生活支援総合事業の充実ということになるかと思っております。みんなが地域で支えるサービス、あるいは介護予防で集える場、介護、それを支える仕組み、こういうものが求められているというふうに思います。

4つ目には認知症の対策として支援の仕組みづくり等も、認知の予防と同時に必要になってくると。それから、医療と介護の連携です。入退院時、在宅療養時の医療と介護の連携がこれからますます重要になってくる。この辺が一つの大きな課題だというふうに受けとめております。

本町におきましては、次の福祉資源の活用ということになりますけれども、今までいろんな健康寿命の延伸に向けてさまざまな各団体、地域において取り組みが行われてきておるということで、それはそれで1つの評価がされるというふうに思いますが、さらにこの健康寿命の定着を図っていくためにも、今回もまたテーマになっておりますが、特定健診やがん検診等の受診率をこれからどう伸ばしていくのかというのが、これは大きな課題です。

同時に、本町の場合は、老健等の整備が進んでおりまして、これから在宅の居宅サービスをどう充実をさせていくのかというのが1つは課題になってきます。

それからもう一つは、福祉現場における人材、担い手の確保ということになるかと思っております。地域でのいろんなボランティアの方々を含めて、見守り活動とあわせて、こうした介護なり、そしてまた福祉現場における担い手の育成ということが大きな課題ということになるかと思っております。

こういう状況を踏まえて、国のほうもこれまでこの介護保険については平成12年にスタートしており、平成23年、27年と法改正をやりながら、何とかこの制度の持続性を担保したいということで、取り組みの改善が行われてきております。ご指摘がありましたように、保険料のあり方等

を含めて、持続可能な制度にしていくための努力というのが今求められているというふうに思っております。

本町におきましても、今回のこの計画策定に当たりまして、介護保険料の設定につきましては、特にその水準が適切なものになるようにということで、介護給付費の準備基金を取り崩しをいたしまして、第7期の基準額を5,481円と。きょうも朝、新聞に各地区の介護保険料の水準がそれぞれ出ておりましたけれども、既に6,000円を超えるような状況のところもあるようでございますが、第7期の基準額を5,481円ということで、設定をさせていただいております。

特に、また平生では、国は負担の段階を9つの分類にしていますが、弾力化を行って10段階ということで実施をいたしております。そういうことで、制度の持続性を確保しながらこの取り組みを進めていきたいと思っております。

それから、庁内の各課の連携ということになります。もちろん、この計画策定の段階でそれぞれ関係をする各課との協議を持ちながら、高齢者保健福祉推進協議会が1つの審議の場になるわけでございますが、情報収集を通じて得た問題点、課題等についても、報告をいただいて、今後はこの協議会での取り組み状況等の報告も受けながら、それぞれ各課が連携を取りながら、この計画の推進に取り組んでいくということになろうというふうに思います。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、お答えいただきました課題が5つ、高齢者の社会参加、生きがいについて。これについては、男性の特に社会参加がとても重要になってくると思いますので、そのあたりも重点的にお願いしたいと思います。

また、介護予防、健康づくりについて。これは近いところにそういった拠点があると皆さん出かけられるのではないのでしょうか。

日常生活支援総合事業については、関係するボランティアの皆さんとか民生委員の皆さんとか、そしてコミュニティ協議会の皆さんとか、たくさんの方の手が要ると思います。また、商業をされる方、例えば荷物は買っていただいたものを運んでくれるとか、そういうサービスです。こうしたことに対して、課のほうで具体的にこういった取り組みをしてほしいというような希望がもちろんあると思います。

この計画の中にもありますけれど、例えばコミ協ならコミ協のほうにいろいろ地域を守る仕事をしてほしい。それならそれで、それをしっかり連携していくように、またちゃんと予算をつけてどういった下支えが課としてできるんだよというようなあたりもきちんと伝えられて、何だか課が自分たちのことを丸投げして、課が手を引いているように見えないように。

そんなことはないんですよ。そんなことはないんですけど、健康保険課が中心となってしっかり進めていらっしゃるけれども、そのあたりが住民によくわかるように説明してほしいのと、認知

症の対策については、今までも平生町いろいろ社協を中心に講座を開いていらっしゃいます。それを進めていくのと、認知症に対する正しい情報、知識をしっかりと住民に知らせていただきたいと思います。

医療と介護の連携については、もちろんターミナルケアのこともありますから、入退院したときに、家で療養が安心してできるような体制をお医者さんと連携しながらとっていただきたいと思います。

あと、今第7期の保険料の話がございました。平生町は、普通のところが9段階なのに平生町は10段階の保険料の選定となって、低所得者への配慮はされています。今お話になられたように、準備基金にも限りがございます。この保険料の全国平均の流れを見ますと、最初は2,911円でした。それが6期では5,514円、8期では6,711円、9期では8,165円と予測されています。65歳以上の第1号被保険者が支払うのにも限界がありますし、うちの基金にも限界がございます。

国は、介護保険存続のためにより支援事業を市町へ総合事業として落として切り離していますけど、町としてもサービスの重点化は考えられておられるのか、質問いたします。継続性の担保のためにそういったものを考えられているのか。

それから、役場の業務は全てそうなんですけれど、チーム平生として職員全体が住民の生活を守るために一人一人がアンテナを高く掲げて福祉についても考えてほしい。

各課の連携は大変重要だと思います。例えばさっきの総務省との話でしたら地域振興課が関係しますし、お年寄りの住まいの問題でしたら建設課で、自立を支える環境づくりには、例えば活躍の場として学校とかそういったものが考えられるのでしたら教育委員会、安全・安心な暮らしに対しては、消費のほうでは産業課として、万が一災害のときには総務課というふうに、全ての課が関係していると私は思っております。この計画の責任者として、田代健康保険課長は、この計画の遂行のため各課との連携をどのように考えておられるのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 健康保険課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 田代健康保険課長。

○健康保険課長（田代 信忠君） まず最初の質問でございます。介護保険制度が始まってもう18年たちまして、今回、第7期の改革ということで、月額5,480円という基準でいきたいと考えているところでございます。今後、3年に1回の国の制度改正がございまして、町もそれに沿って取り組みを行っていききたいと思いますし、介護給付費の適正化を図るためにも、持続可能な介護保険制度、介護保険料としていきたい。介護保険制度が維持できるように考えていきたいと思っ



ております。

それから、今回のこの計画に当たりまして、庁内の関係各課との連携を密にしまして、まず骨子案の段階、そして素案の段階におきましてそれぞれ協議を行ってまいりまして、素案の段階ですけど作成しております。

今後におきましても、この計画を推進していくためには、計画の進捗状況を各課集約して共有するという必要ですし、連携を密にいたしまして、この地域包括ケアシステムの本来の目的であります深化・推進のために評価を行いまして改善を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 具体的に皆さんをどう支援していくか、地域をどう支援していくかあたりも聞きたかったのですけれど、また後お伺いしましょう。

2回目の質問ですから、また後というわけにいかないんですけど、平生町では、全国もそうなんですけれど、少子高齢化が進んで、ほんとに地域の力が必要となってきました。その地域の力を引き出すためにいろんな施策を考えていらっしゃると思います。そのあたり施策の代表的なものを1つ2つ健康保険課長、話していただきたいのですけれど、今回の計画にあるように、住民にボランティア関係組織が行政が望む役割、それをしっかり知らせることと、福祉にかかわる課題を住民組織が解決していくことで自信をつけて成功のスパイラルをつくっていく、システムを考えるよう、健康保険課長にはお願いしたいと思います。

全ての職員が使命感を持って地域を守ること、そういった仕事を果たしていただくことをお願いして、私の1つ目の質問を終わります。

○議長（福田 洋明君） 田代健康保険課長。

○健康保険課長（田代 信忠君） ただいまの質問でございます新しい地域づくりの推進といたしまして、岩本議員の質問にもございましたように、新しい生活支援体制事業というのがございます。これは、コーディネーターを設けまして、生活支援サービスの充実、介護予防の推進等を図ることなんですけれども、地域の高齢者が多様なサービスを利用して地域の元気な高齢者が担い手となってそれを支えていく。それが介護予防にもつながるということで、多様な通いの場、例えばサロン活動とか体操教室とかそういった運動。また、生活支援としましてはごみ出し、配食見守り安否活動なんかも行っていきたいと思っております。

特に体操教室では、生き生き100歳体操、こういった地域の皆さんが集まる身近な場所でそういった重りをつけて、筋肉アップの体操を推進して、それが地域の見守りにもなるし、介護予防にもなるということで力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、次の質問の地域産業の振興について質問いたします。

まず、地域内経済循環型の取り組みについてお尋ねいたします。

町内は、残念ながらこれからも人口は減少していき、それに伴い市場は縮小し、担い手の確保も難しい現状となってきます。

この3月議会では予算が審議されています。太陽光発電によるものとかふるさと納税の伸びなど明るい話題もありますが、歳入に確保に向けてこれまで以上の取り組みが期待されています。待たれています。

農林水産省では、経済振興において今後は地域外からの企業の誘致に加え、農村の豊かな地域資源を活用して地域づくりを絡めた取り組みや、これまで地域外に流出していた経済的な価値を地域内で循環させる地域内経済循環型産業を進めることが重要であるとしています。各地でも取り組みがなされているようです。平生町の未来戦略で地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出をうたっていますが、効果は上がっているのでしょうか。持続可能な地域経済の循環に向けての取り組みと効果を質問いたします。

私としては、産業振興ではこれまでの地産地消でなく、まず消費者のニーズに沿って商品をつくり販売していく地消地産が必要だと考えています。そうした政策誘導はできないのでしょうか。

次に、地元の金融機関との協働についてお尋ねいたします。

また、経済界との協働もなんですけれど、産業まつりを開催されています。商工会、工友会、特産品センターなどが中に入っているんですけど、この新しい交流で平生の産業を活発にしようという機運は高まっているのでしょうか。異業種連携で平生町が元気になるのではと期待はしております。

また、金融庁が企業、金融機関、地域経済とともに発展するようなビジネスモデルの構築を金融機関に求めています。自治体が協働して経営改善や新しいビジネスをつくるための支援、そして販路開拓などに当たるように進めています。

けさのNHKニュースを見られた方がいると思うんですけど、山口銀行が地域活性化にすぐれた銀行ということで国から表彰を受けております。平生町でも銀行及び農協、そういった金融機関との協働はされているとは思いますが、内容をお伺いいたします。

以上、産業振興について、地域内経済循環型への取り組みと町内の産業の連携及び金融機関との協働体制についてお答えください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 地域内経済の循環型への取り組みがどうかということでございます。地域で生産したものがそこで消費をされて地域に還元をされて、それがまた地域に向かっていくという

経済の循環ができれば、その地域は活力が出てくるんだというふうに思っております。

ただ、平生町の今の構造は、ご承知のとおりでございまして、平成27年度にプレミアム商品券の事業をやりました。消費を地域内に限定をしてやったんでありますけれども、結果として消費については大半がスーパー、コンビニ等のチェーン店で使われておりまして、地元そのまま還元をということになっていない構造になっていると思っております。

以前のここの街並みがあるころは、この地域で、隣で物をつくって、隣で買って、それがまたそれぞれの地域で消費をされて地域で還元をされていくという1つの循環型の経済というのは確かにあったというふうに思っておりますが、なかなか今はそういう状況になっていない。したがって、まずは、少なくとも今地場で頑張っておられる企業の皆さんとか商店、地域のそういった企業に対する支援をしていって、雇用等に反映をしていけるように、頑張って取り組みを進めていかなきゃいけないということで、例えば今ひらお産業まつりというのがありました。町内にもいろんな企業さんがおられて、同じ町の中にあっても、あそこの企業は何をつくっちゃよるかよう知らんという方が随分ありました。それぞれの企業の特徴、あるいはまたこういう製品をつくって、こういうところで頑張っているんだというのをみんながちゃんと知って、そして応援をしていくということをやろうよというのが、もともと産業まつりのきっかけでした。それぞれ企業の皆さんから説明をさせていただいたりするようなことがありましたことを踏まえて、祭りも展開をしておりますし、この地域で、少なくとも消費につながっていくよう、地場の企業や商店を応援をしていくということもしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。

同時に、平生町が魅力のあるまちづくりというものも合わせて進めていかなきゃいけないということで、今年度、町の新たな魅力づくり意見交換会を3回ほど開催をさせていただいております、いろんな団体の方々との意見交換、住民の皆さんの取り組みを通じて少しでも平生の町の魅力づくりが具現化できればと思っております。

それから、町として、企業と金融機関の連携と申しますか、今までもケースごとに連携を実施してきておりますし、今、山口銀行さんの例がありました、地方創生に金融機関もいろんな立場で協力をいただいておりますし、きょうも午前中に支店長もお見えになっておりましたが、この議会には必ず傍聴に来られて、今何が平生町で議論をされ問題になっているのかということも率直に受けとめていただいて、また本会議が終わればいろんな意見交換をやらせていただいております。

そういうことで、それらをベースにして、今平生町が取り組んでおるのは、起業チャレンジ補助金事業、業を起こす起業です。これにまちづくり振興会が窓口になっているんですが、町とか商工会、地域の金融機関、信用保証協会等々に入っていただいて、審査をしていただくということで、もちろん今のところは創業支援ということでございますが、経営の改善や販路の拡大等々にまで広がっていくように、これからも連携をとりながら、情報交換もしてまいりたいというふうに考えて

おります。

こういった我々にはない金融機関の立場でのノウハウというものもまたお持ちでございますから、そういうものもしっかり生かしていけるように連携をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午後2時20分からといたします。

午後2時04分休憩

.....

午後2時19分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 健康及びいろんなところと連携をしながら、平生町の産業の活性化に努めているというお話を聞きました。

今、広島広域都市圏協議会っていうのをつくっていらっちゃって、今回の新規事業で大型商店施設における情報発信っていうのがありまして、圏域の特産品等の商品紹介や観光情報のPRを行うというところがございます。平生町の特産品として何を考えていらっちゃって、もちろん紹介するからには安定供給ができないといけないわけなんですけれど、そのあたりのことはどういうふうに考えていらっしゃるのかをお伺いします。

特産品、掘り起こしも考えると、以前、例えば大野においたら大野スイカ、あとはみんなが買いに来よったいうぐらいマツタケがとれていた時代もあった、そして、タケノコをとりトラックが来ていた時代もありましたよね。っていうことは、そういうものが生えるということでしょうから、あと漁業にしてもハマがとれていたり、イリコの品質のいいものがとれていたり、また干しナマコが輸出されていた時代もございました。

今、漁業者に対しても新規の方を募集はしているようなんですけれど、いろんな政策をしていかないといけないのではないかと私は考えております。

今回、イタリア構想というのもしていらっしゃいますよね。このイタリア構想で、今月の21日に長門の仙崎でイタリア関連のイベントが予定されているそうです。平生町の差別化もしくは連携なんかも考えていらっしゃるのかというあたりもお伺いしたいと思います。

以上、広域の取り組みとイタリア構想についてお伺いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 地域振興課長のほうから答弁いたします。それでイタリア構想は産業課お願いします。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） ご質問の広島広域の都市圏事業の取り組みでございます。

30年度の新規事業として、ちょうど山陽自動車道五日市インターを下りて約2キロちょっと行ったぐらいのところに大型のアウトレットモールがこの春オープンということでございます。

その施設の中に、いろんな広島広域都市圏事業に参画している24市町のPRをしていこうという一角を設けるということにしているところでございまして、これから戦略として、ポスターの作成とかいうことも含めて特産品はどういったものがあるのかということを検討して、平生町の魅力を発信して、交流人口の拡大であったり、特産品の販路拡大につなげてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 藤山産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） イタリア半島構想のことでございます。

今話がありました仙崎イタリア化計画というのも直接は情報をいただいているわけではないんですが、新聞等で確認したところによりますと、地元の病院の院長さんの発想から出ている、仙崎の周りが昔はイタリアのようににぎやかだったというところから来たところで、まず発想が生まれて、もう1つは地形的にいくと、あちらの青海島ですか、あのところが東西が反対になりますけれども、逆にするとイタリア半島に似ていると、その2つの点からこの発想が出たというふうに聞いております。

直接は平生との連携等は行っておりませんが、今後何かの機会があれば、やはり県内のイタリア化ということでいろいろと情報交換等もできればと思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、産業課長もイタリアっていう名を立てて、そういったこともご存じだというのを聞いて安心いたしました。

今後は平生町も大店舗化して、小さな商店がどんどんなくなってきています。そしてスーパーなり、その大きな商店がなくなると、本当に恐ろしいことになるのではと心配しております。そのあたりのことも金融機関含めて、いろいろ対策を練っていただきたいということを要望いたします。

また、今回休眠預金の活用法が成立して、2019年から地方に送付される予定です。規模は年間700億円と見込まれているのですが、この使い道の一つとして、産業振興も考えられるのではと私は勝手に思っております。

とにかく、いろんなところにアンテナを立てながら、もしも、例えばこういった交付金が増えてきたら、これができるかもしれないというあたりをアンテナを立てながら、平生町の産業振興に努めていただきたいということをお願いして、私の2つ目の質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 3点についてお尋ねをいたします。

まず、1点目は防災行政について。

2点目は、佐賀地区の振興策について。

3点目が、人事行政についてです。

まず、1点目の防災行政についてご質問をいたします。これは提案です。

災害に強いまちづくりをとという観点から、木製電柱の撤去、立てかえを推進する助成制度の創設はできないかということでご提案をします。

この木製電柱の意味っていうのは、個人所有地内で所有者が使用するために引き込んである電気施設用の木製の柱ちゆうことです。主には農地の配水機器運転用の100ボルト。200ボルトはまだ私確認していないんですけど、動力源、一般的に業界では木柱ということと呼ばれているようです。

何で提案するかという理由を申しあげます。実は3月1日、早朝なんですけれども、尾国地内のある木製電柱が倒れているのを発見しました。倒れて、それは道、町道をふさいでいる状態でした。早朝だったんですが、ただちに中電へ連絡し、垂れ下がる電線を撤去していただきましたので道は通れるようにはなりました。

そのときに、まだ暗かったんですけども、明るくなって判明したことは、原因は木製ですので根元の腐食、かなりもう根元が腐っていたような状態が目で確認できました。これ、かなり進んでいたんじゃないかと思うんですけども、当日は強風、前夜には平生町でも暴風警報が発令をされて、かなり強い風が吹いていました。

電柱の立つ場所が町道の脇だったため、こういうふうに道をふさぐ状態、また電線が垂れ下がる状態で通行を妨げていると。まだ被覆部に傷が入って潮風が当たらなかったもので、そういう発火ってようなことにはならなかったんですけど、そういった可能性も当日の天候を見た際には危険性があったのではないかと推測をいたします。

撤去をしにきた中電さんのお話なんですけども、中電さんとしても、これ個人所有ですから、この木製から金属製に建てかえるお願いをされているそうなんですけれども、また現地の状況、10万円から20万円、一応費用負担の問題もあり、なかなか進まない状況のようであります。ある程度お話をしていると、木製の電柱に関しては把握をしていらっしゃるようなこともお尋ねいたしました。

これ当時、当日の状況、暴風警報発令、いわゆる自然災害に至る危険性が大いにある日、ひょっとして、もし何かあった場合、避難経路の安全確保策、また先ほども発火ということを申しあげま

したけれども、防災上の観点から火事というような可能性もあるわけです。

この木製電柱の撤去、立てかえを推進する助成制度を考える必要があるんじゃないかということで理由を申しあげてご提案を申しあげますので、ある程度、町の考えをお尋ねをいたします。

その後、町内の一部調査してみますと、かなりこの木製の電柱があります。所有者さんは多分自己所有なのか、わからないような状況も多数あります。その状況を私、確認しておりますので詳しくご説明することを補足しております。

まず、利用状況なんですけれども、未使用で単独、電柱一本が立っている状態がございます。これ主にはほとんど休耕田内、電線は撤去済みで一本だけ、これは余り関係ない、災害に対しての心配は無用と思うんですけども、農地への電力用としてまだ使用されている場合の町道、農道の際に立っています。

それと街灯用として単独で使われているところもあります。多分街灯用ということですから、自治会で所有されているんじゃないかと思ったりもするんですけども、ちょっと危険じゃないかなというものも、かなり頻繁に往来があるようなところに立っていることを確認しております。

今利用状況を申しあげたんですけども、設置場所についても、ちょっと重なる部分もあるんですけども、個人所有ですから当然農地内にある。先ほども少し触れましたけれども、道路、町道、農道に隣接した農地内、いわゆる境付近ですね。

それと道路に接した宅地といいますか、雑種地なんでしょうね、倉庫の近くに立っているのもかなりあるんです。これ倉庫が昔どういう状況で使われていたのかっていうことにもよるんでしょうけれども、そこまではちょっと私も確認しておりません。

町内の一部、ざっと見て回るとかなりの本数、木製の電柱があり、状況としては中電さんも撤去や立てかえをお願いしているが、なかなか進んでいない。

道路に接して立つ、特に木製の電柱、街灯用については、災害時の避難経路の安全確保策、電線が垂れ下がって、ひょっとして被覆に傷がいて発火っていうようなことも考えられますので、災害に強いまちづくりをという観点からいえば、この木製の電柱の撤去とか立てかえを推進する助成制度を考える必要があるのではないかということでご提案を申しあげます。

限られた財源の中での予算執行状況とはいえ、この減災への取り組みは優先課題と判断をいたします。道路に接して立つ木製電柱、街灯用についてのみでもただちに撤去、立てかえを推進する新たな助成制度は設けられないかということでこの3月にご提案を申しあげまして、町のまずはお考えをお尋ねさせていただきます。

まず、1点目は以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 木製電柱の撤去、立てかえを推進する助成制度について、災害防止といい

ますか、減災の切り口で今ご質問をいただきました。

基本的には、議員ご承知のように、街路灯については自治会で申請をしていただき、補助をする制度をとってやっております。

この問題は木製電柱が、お話がありましたように、個人の所有の農地内、あるいはまた宅地内、農業用の引き込みで使われたり、問題はそこで、どうしても個人の所有物であるという点から、これを町として災害時の不安というのもあろうかと思いますが、所有者で責任を持って処理をしていただくというのが基本だというふうに町としては考えております。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 個人所有物だというのがネックとわかるんですけど、実はたくさんあるってことが一つの問題でして、記憶の範囲で申しわけないんですが、四、五年前に、こういうことをやれば震災で交付金活用ができますちゅうような事業があったと思うんです。たしか柳井市では木製の電柱を全部撤去するというので、大畠から日積から伊陸のほうまで撤去されているということをやられていると思いますので、そのことは確認をさせていただきますようお願いいたします。

それで個人所有物ということなんですけれども、これある程度、町民の皆さんの意思っていうことになりますよね。やはりこれ真剣に考えておかないと、今のところはそれで結構ですけれども、同じ境遇でまちづくりっていうことを考えれば、あらかじめ先に考えていらっしゃったほうがいいっていうこともつけ加えさせていただいて、この件に関しては今お考えわかりましたので、私も3月という時期で提案させていただきましたので、これで終わらせていただきます。

2点目にいきます。佐賀地区の振興策についてお尋ねをいたします。

1点目に、佐賀保育園の今後について。

2点目に、佐賀小学校の今後について。

3点目に、新規就業支援策ということでお尋ねをいたします。

副題としては、保育行政と教育行政、佐賀はどねなるんじゃろうかちゅう話です。

今年の年明けですね、「二、三年したら佐賀保育園はなくなるんかいね」ちゅうて突然聞かれました。そのときは言葉はにごして、そんなことはなからうって言ったんですけども、実は12月ぐらいには、もう佐賀保育園のあり方を含めてどうするかっていうようなお話がどうも出ていたようでございます。

佐賀保育園が当然そのような形でなくなるとかっていうようなお話をされた方は、「そのうちほんなら佐賀小学校なくなるいね、なくなる可能性もあるね」というふうに、まあ、それはうわさですから、そういう不安を払拭したいということでお尋ねしているわけです。

そこで佐賀保育園、今後の予測、園児の予測数とか運営管理体制、どねなるんかちゅうことをお



尋ねをいたします。

実は新年度予算に関する資料の中、平成30年度の各課の基本的な考え方の中の町民福祉課の重点事項にこれからの児童福祉の方向性の確立についてということで書いていらっしゃるんですね。

そこで、佐賀保育園の今後の方向性を確認するため、外部委員に参画してもらい、あり方検討委員会を設置するっていうふうに書いてあるんです。これ突然っていう感じがして、年末明けて早々にそういうお話いただいて、何であの人たち知っちゃったんじゃないだろうkachūようなこと思ったりもですね、何が問題なのかようわからんのですよね。

新年度の事業でそういう説明されるんかもわからんですけど、早目にこういう情報はやっておかないと、ボタンのかけ違えがお互いに誤解を呼んで取り返しのつかないことになる、私、随分とそういうことを社会的にも経験してまいりました。やっぱり正直にいろんなところを言っていただいて、お互いにさっきから協働っていうことを言われていますんで、今こういう問題がありますよ、一緒に考えなきゃいけないときですよっていうようなこと言われないと、突然っていう感じがしてならんのですよ。

佐賀保育園の今後について、この新年度で書いてある重点事項の中のあり方検討委員会ですか、これについても、この際きちんとご説明しておいていただかないと、少なくともこの文章読んだ後、新年度の予算の中で触れられるんかと思うたら全然触れられませんでしたし、こういう場できちんと述べていただきたいということで、今後どうなるんかということをまずお尋ねいたします。

それと2点目です。先ほどの方が言われたこと、佐賀保育園がなくなるchūような言い方、ちょっとひどかったのかもしれないですけど、じゃあ、今度は佐賀小学校はどねなるんchūようkachūう話なんですか。園児がおらんじゃ児童はどねなるんkachūう話です。

委員会の場においても、30年度の児童数はいろいろと逐次ご説明いただいているところなんですけれども、予測数ですね、今後の6年度ぐらいまでは大体わかると思うんですけど、こういう予測数等ちょっとご説明いただいて、現在、佐賀小学校では小規模特認校制度を活用した取り組み、これ非常に評価しております。

ただ、もう限界がそろそろ来ているんじゃないか、新しいところへステップアップすべきじゃないかとも考えるんです。と申しあげるのが、年末の12月18日にいただいた教育事業にかかわる事業評価シートですね、この11ページ、12ページ、ここに佐賀小学校小規模特認校事業、事業名、このことに対して外部評価委員さんの意見と、また判定説明と考察というようなところでいろいろと触れていらっしゃるんですが、評価委員さんの意見としても、佐賀地区の人口定住につながる取り組みの一環として、佐賀小学校の魅力を町外、県外に向けて情報発信してほしい。

つまり情報発信をして佐賀小学校へ興味を持っていただいて、佐賀小学校とのかかわりを持っていただきたい。それはいわゆる児童数の増加っていうんですか、そういうことを言われていらっしゃる

やるんじゃないかと勝手に思うんですよね。

教育委員会でも判定の説明考察のところで、さまざまな媒体を活用して佐賀小学校の魅力と小規模特認校制度をPRしていきたいというようなふうに言われているんですけども、児童ですので、これ子供だけで佐賀小学校に行こうちゅうわけにはいかないんですね。町内だったらできます。町外、県外の場合は、保護者の同行がないと、佐賀小学校の児童数は増えないと思うんですよ。こういうふうに言われている、評価委員さんの委員としての意見としてもそういうふうに書いてある。

園児の、1番の問題のことで、佐賀保育園の園児、あり方検討委員会をしてどうなるかわからん、そういった中で、小規模特認校制度も1名、今年度30年度は1名とかっていうことですよ、今までは4名ぐらいいらっしやったわけですけども。

平生小学校の児童数も、一時に比べて減少しております。同じ町内で、平生小から佐賀小へということ、かなり両方、児童数も減少している。それぞれの学校の規模、先生の体制にも非常に影響が出てきますよね。これどう考えていらっしやるのか説明いただくためにお尋ねをいたします。

それで3点目です。新規就業支援策についてお尋ねをいたします。

新規就業支援策というのも、この12月の議会で漁業就農に対する支援策を町にお願いの質問をいたしましたけれども、実はよくよく考えると私もちょっと勘違いしていたんですけども、佐賀以東は、私の父親もそうだったように聞いているんですけど、農業と漁業を半農半漁でずっとやっていたように聞いているんですよ。余りにも漁業に特化していくというのもいいんですけど、佐賀以東のほうだと、普通は専業漁業者の方も確かにいらっしやいましたよ、半農半漁というスタイルでずっと生活を守ってきていらっしやった方、かなりいらっしやると思うんですよ。ですから、農業と漁業をマッチングしたような就業支援制度はできないかちゅうことでお尋ねするんです。

そうすると、ターゲットは誰かちゅうこと、いろいろと難しいところではないかと思いますが、先ほど細田議員も触れられていましたけれども、地域振興課、産業課、教育委員会で家族の姿をイメージできるようにストーリー化できないか。いわゆる子供のイメージ、家族のイメージ、それを段階的にストーリー化した定住移住政策を考えるべきじゃないかと思うんですよ。

今の定住策っていうのは、地域振興課にしてもそういう、誰をターゲットにして移住をさせているんです、っていうことはわかるんです。だけでもっと細かくいかないと、民間はそういう施策で展開していますよね、公共もちゃんと絞って定住策をするべきじゃないかと思うんです。

その中で、新規就業支援策ということでも、半農半漁、こういう取り組みを確立して、むしろこれに対する支援策を町独自、また国県のほうにも、もし交付金、助成金等出るなら、そういう活動をしていただく必要がある時期じゃないでしょうかっていうことを申しあげて、佐賀地区の新規就業支援策について、12月に引き続いて少しお尋ねをさせていただきます。

以上、3点ほどお尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 佐賀保育園の今後について、園児の予測、体制等の説明をいただきたいということでございます。

佐賀保育園につきましては、今質問の中でありましたように、園児数も減少しており、この5年間で見ますと、実は園児そのものは29年度、17名でございます。25年が11、26年が15、27年が11、28年が15、29年が17、うち佐賀地区から通園が10名ということになっておりまして、30年度はもう募集をしましたので実数でございますが16名の予定になっております。

そのうち佐賀が11名ということで、園児数のこれからの見通しがどうなっていくか、少なくとも平成30年度と同様に推計をしますと2名ということになっておるんですが、それで仮置きをしていきますと、平成34年度には、33年、34年、11人から10人程度ということになっていこうかと思っております。いずれにしても園児数がこれから減少するという推計には間違いありません。

こうした中で、もう1つは園舎の問題がございます。昭和49年に建設をしておりまして、44年経過いたしております。老朽化をしておりまして、修繕の問題含めて課題があるというふうに思っております。この保育園のあり方については、私の施政方針の説明の中でも、今後、検討を進めていくこととしております町立保育園のあり方として、協議に要する経費を計上させていただいておりますということで触れさせていただいております。今後、こういった状況を踏まえて、保育園のあり方を協議、検討していただくというふうに思っております。

それを今、事前に予算をもって検討委員会を進めるということではありません。新年度において、ここでしっかり十分議論をしていっていただきたいというふうに思っております。

それから新規就業支援でございます。どうしても今、役所の癖といいますか、一つのやり方でして、農業、漁業の振興は産業課、それから地域の地方創生、定住化対策は地域振興課というふうになりがちであります。ぜひこういった新規就業の形態も、例えば、農業の場合はこういう支援がある、漁業に就業される方はこういう支援という形で政策が分断をされている部分があります。

おっしゃるように、半農半漁というようなパターンっていうのは、それこそ役所が苦手な対応だというふうに思っておりますが、半農であろうが半漁であろうが、本当にこの地域にやる気がある人は、我々も何らかの形に引っかけして支援をしていくという基本姿勢は、これは変わりありません。

今、漁業関係はどうしても平生町支店のあたりとも協議をしながら、あるいは新規就農者についても、産業課が窓口でやっておりますけれども、各課を横断して取り組んでいけるような体制もこれからの大きな課題だというふうに思っておりますから、問題は仕事づくりというのを一緒になって取り組んでいければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 佐賀小学校の今後についてお答えいたします。

佐賀小学校の児童数の推移につきましてですが、若者定住促進住宅の建設に伴いまして、平成17年度からは児童数が80名前後で推移していましたが、平成26年度から減少数が増え始め、平成29年度は小規模特認校制度利用者11名を含めて51名でございます。

今後につきましては、小規模特認校制度等の利用によるさらなる転入がないと仮定して、5年後の平成34年度は40名程度の見込みでございます。それに伴い、今後さらなる転入がないと、これも仮定ですけれども、平成31年度からは現在1クラスの複式学級が2クラス設置される見込みと考えております。

また平成28年度から導入した小規模特認校制度につきましては、平成28年度の制度利用児童数が7名、平成29年度が11名、平成30年度は9名が利用する予定でございます。したがって、一定の成果があったものだというふうに認識しております。

佐賀小学校の今後については、小規模特認校制度による平生小学校区から通学する児童について、これまでも年度で転入学数に増減が多々ありますことから、児童数の予測はとても困難ではありますけれども、全体の人口が減少しているということを考えますと、児童数もゆっくり減少するのではないかというふうに考えております。

教育委員会としましては、小規模特認校制度の平生小校区の保護者への周知に努めることとあわせ、魅力ある学校づくりに向け、佐賀小学校の教育環境の整備を進めているところでございます。

また、現在佐賀小学校においては、学校のホームページをリニューアルし、町外に向けて発信する、またオープンスクールも実施しておりますので、そのオープンスクールを報道機関等に取材していただいて、外部に向けて発信するというような取り組みをしているところでございます。それによって、小規模校ならではのよさ、魅力を積極的に情報発信しているところでございます。それに伴い、現在、県外からの移住者、1件ではございますが、それを見てこちらに来ました、平生町のよさを知りましたということも事例としてございます。

今後も、佐賀地区のよさ、魅力をしっかりと外部に発信し、それに共感する子育て世代が町外から平生町へ転居、特に佐賀地区へ転居することにつながるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 1点目の佐賀保育園のことなんですけど、確かに町立保育園のあり方ということでお聞きしているというふうに私書いているんです。だけどそれは申しあげません。

私は佐賀保育園のことをお聞きしていましたので、町立佐賀保育園というのが正式名称じゃない

かと思うんですけど、その辺のところはちょっと疑義があるところです。

それであり方検討委員会について、確かにあり方ちゅうことで言われた。で、今後どうなるんかちゅうことをちょっとお尋ねしたいのと、新年度の予算ということで特別委員会も設置されています。少し私の勇み足になるのかもしれませんがお話が出ましたので、あり方検討委員会について、どういうふうに予定されているのか概略で結構です、お尋ねをさせていただきたいと思います。

それと園舎についてです。確かに老朽化なんでしょう。だけどこれ、要は必要かどうか、平生、宇佐木、曾根等が民営化されたとき、佐賀保育園は私の記憶の範囲の中では、佐賀保育園はずっと継続してやっていくちゅうようなご発言があったと思います。ただ、先ほどからも、そのときに想像もできないような人口減少っていうことですから、そのこともわかります。

ただ、佐賀保育園、園舎の老朽化ちゅうことを言われると、これに対する取り組みというものも、町の取り組みがやはり優先される、主体的に取り組んでいかれなかった結果だろうと思います。

それと、あわせて言うならば、職員さんの体制の問題、職員のほとんどが非常勤、嘱託、たしか一般正職員さんが2人、お一人が定年退職で延長か何かという体制じゃないかと思うんですよね。そうすると、負の連鎖とは申しあげませんが、園舎は古いし子供はおらんちゅうような認識でいけば、当然体制もそのようになって、正規の職員さん外が主体的になられているような運営をされているんじゃないかと思います。

園舎については、あそこでは無理でも、例えば、新しく佐賀小学校内に併設ということも十分考えられますよね。これ、佐賀小学校、先ほどから少し減少というようなことですから、これは新しい取り組みとしても今後、行政の課題、教育長さん少し困っていらっしゃるような、でも新しい展開としては、地域で決めたことを認めさせるっていうのが地方創生なんでしょう、地元がどう考えるかちゅうことですよね。ぱっと私が今思っただけですが、何の根拠もないですよ。だけど、それが今、地方創生ちゅうことで試されているんじゃないでしょうか。だから、いろんなさまざまな問題があって、私は町長さんのように経験も浅いですから、教育長さんのように教育のプロじゃありませんし、だけど、そういうことは十分考えられるんじゃないか、そういったことを考えていくのが地方創生じゃないかと思います。そうしたら言っぱなしで結構です。ただ、考え方としてもそういう考え方があるんじゃないでしょうかということは提案を申しあげておきます。

2点ほど、1点目の佐賀保育園に関しては、あり方検討委員会の今後の予定、スケジュール等をお尋ねするとともに、園舎についても一度お尋ねいたしましょう。

たしか当時民営化を進められたときに、佐賀保育園、今のまま何とか残していきたいというようなこと言われたんですけども、想像もできない少子化、人口減少ということなんでしょう。だけど、それに対する施策の展開ということでは、改めて考えておかないと、このままでは結局ざるざる撤退という言い方が正しいのかどうなのかわかりませんが、どうなのかということが、

やはり行政、議会がどういうふうにするべきだったのか少し反省の面も含めて考えなきゃいけないというのは私は思っています。

その当時のお考えと随分環境も違ったと言われればそうなのでしょう。ただ、園舎の問題については、学校を優先に考えられて、今まではこういう保育のほうには手が回らなかった。で、いざ実際に取り組んでみようかと思ったら少子化の波をもろに受けたような状態。

そうすると今までの体制等の問題、また保育園の勧誘の問題等もありますよね。今の実績を見ても、佐賀以外の方がかなりいらっしゃるというのは事実だろうと思うんですよね。今後、これは多分、民間の事業者さんの働き口によって来ていらっしゃるんじゃないかという気もするわけです。もう少しこの辺の、園舎の老朽化についてはどういう対策をとってこられていたのか、詳しくお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 園舎の対策ということでございます。平成21年度に一度耐震診断を行っておりまして、その後の耐震診断が今必要になってきておるとというのがこれまでの経緯だというふうに思っておりまして、診断結果に対する取り組み方、そして今もろもろ指摘をされましたことを含めて、あり方検討会で協議をしてもらおうということでございまして、スケジュール等については町民福祉課長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 石杉町民福祉課長。

○町民福祉課長（石杉 功作君） それではご説明をしたいと思います。

昨年12月の定例会の委員会の中で、検討委員会を30年度から予定しているというお話をさせていただきまして。で、今回予算で計上させていただいたということでございますが、佐賀地区で、ゼロ歳から5歳まで31名の乳幼児がおります。そのうち、佐賀に行っているのが11名、残り20名が佐賀保育園以外、ひらお保育園であったり、光の保育園であったりというところで、両親の就業の場所の関係で、佐賀への送迎を考えると、佐賀以外のところで入園させて、仕事が終わったら迎えに行くという手段をとっている親御さん、母親がいずれも多いということで、佐賀に来る新年度の当初が16名のうち11名で、5名が佐賀以外、それは佐賀に全く就業する場所がないというわけではありませんので、例えば祖父母方の家庭が佐賀にあるとかの関係で5名は佐賀地区外から来ております。

今後のスケジュールについては、12月の委員会でも申しあげたとおり、31年度の入園募集の際にはある程度の方向性は決めておかないと、入園を希望する方々の不安をあおるような状況になりますので、来年度予算が通過次第、すぐその検討委員会を立ち上げて、当然ながら佐賀保育園の保護者にも参画していただきまして、佐賀保育園のあり方を考えていきたいと。来年度の上半期中

にはある程度の方向性を導き出すというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩します。再開を3時25分からとします。

午後2時06分休憩

.....

午後2時24分再開

○議長（福田 洋明君） 再開します。

河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 今しがた課長さんのご答弁の中で、昨年の12月、委員会でお話しているというようなことありましたので、ちょっと確認しに事務局のほうへ行ってきました。

そうすると、確かにお話をされていらっしゃると思います。どこでお話をされたかという、継続調査案件の調査項目、地域福祉のところでお話されているんですね。

少し読んでみます。「佐賀保育園園舎が昭和49年建築から43年経過、これまで修繕を重ねてきたが、耐震に問題があることと園児減少の見込みの2点から、保育園運営のあり方について検討していく。今後、委員会でも報告していく」ということをご説明いただいているんですけども、いわゆる継続調査案件の調査でございます。

これ、委員会の中ですよ、そうすると6人さんはいらっしゃいますよね。ちょっと手続が問題じゃないかと思うんですよ。議会の中の組織としてもお話しします。こういうふうに情報格差が出ているってことですよね。

議会の下部審査機関として委員会があるというのは重々承知しております。ただし継続調査案件の中ですよ、報告されたのは。その後、全然お話はなかったと私記憶しております。これご答弁ありません、言っぱなしで結構でございます。だけど、ちゃんときちんとして言われておいたほうがいいんじゃないかということ、私勝手に思いましたので、そのことは今この場で申しあげておきます。

次に行きます。人事行政についてということで、4点お尋ねをいたします。

まず1点目、先ほどと少しダブるんですけど、違う観点からお話をさせていただきます。

昨年度末、人材派遣会社へ人材を求めたことです。このことに対して、少し私なりの考えも含めてお尋ねをいたします。

まず、非正規職員、嘱託職員とか臨時職員さんの募集と運用にかかわる場合に、規則とか規定、現在設けられていらっしゃるのでしょうか。

歴史を見ても一般職の職員さんばかりでですね、その辺は町の裁量の範囲ということでやっぺらっしゃるんじゃないかと思えますけれども、住民の皆さんからすれば、一般職だろうと嘱託職員

さんだろうと臨時職員さんだろうと町の職員さんなんですね、わかりませんよね。そういう目線で、やはりきちんとしておかなきゃいけないんじゃないかということをお願いしておきます。

それと、急遽やめられたんですから、その方の穴埋めをするために人材派遣会社に最初は技術職、でも結果としては事務職補助、いわゆる単純労働者や事務職などのいわゆる人材派遣制度を活用ということでされたんでしょう。

ただ、そうするとこの間の2月にも町の広報に載っていましたが、臨時職員さん、そういうことを想定して2月にいつも登録制度ということで募集されていますよね。するとその整合性はどうかということ、ちょっと考えにゃいけん。そうすると規則等をきちんと決められているんだろうかどうかということ疑問に思うものですから、緊急的、または専門性をもって職員を募集したとは言われますけれども、結果としては、でも事務職補助さんが入っているわけですね。そこに裁量ちゅう範疇が入って、裁量の範囲を超えているんじゃないか、それは私が勝手に思うことなんです。

きちんとした今までの慣例では、年度がわり前に嘱託職員さんとか臨時職員さんの募集を広報で募って、登録制度でやっていらっしゃったと思うんですけれども、これらにかかわる規定等を探してみても例規集に載っていませんので、どういう規定、規則で運用されているのかお尋ねをします。

そして、私が思っていることを少しお話をさせていただきます。単純労働者とか事務職などの派遣制度に私は非常に反対の立場でして、そのことはどうのこうのっていうわけじゃなくて、ちょっと私の考えを言っただけということです。これ、何で私そう考えるかということ、格差社会ですね、いわゆる階級社会を助長するおそれが大いにある。

いろいろと条例なんかを読みますと、課制条例でも、一般職さんの仕事、分掌、課制条例の中で、分掌を決めて課を置くってあるんです、課制条例。この分掌、お互いに手分けをして、公務員の場合ですと住民福祉の向上のために働くってことだと思えます。これとってってことだろうと思えます、お互いに手分けをして住民福祉の向上のために働く、それが公務員さんの本来のあり方で、ここに分掌という言葉が出ていると思えます。本来は、今までもそうだと思うんです。日本、日本って言い方が正確かどうか、昔からいわゆる分業分掌のシステムはずっと昔から一番なじんだ日本古来からの制度ではなかったかなということと思うと、派遣に職員さんを求めたこと、これもまた周知も行われず、そういうことを登録している制度があるにもかかわらず、技術職としては派遣の会社へ求めた。でも結果的には、そういった立場の方はいなかった、事務職補助員さんだと。これやっぱある程度考えておく必要があるんじゃないかということで、非正規職員、嘱託職員とか臨時職員さん、募集等運用にかかわる規定、規則等はあるのでしょうか。その辺のところをお尋ねをまずいたします。



2点目なんですけれども、この3月の議会、事業確定時期の議会です。先ほどの提案理由説明の中でも、事業確定により補正が増額、減額等行われております。事業確定時期ですので、そうすると29年度の非正規職員さん、嘱託、臨時職員さんですね、これらの職種と人数、どの程度ご活用されたのかお尋ねを2点目にいたします。

3点目なんですけれども、佐賀保育園のことに重なるところもあるんですが、正規の職員さんが不在の公共施設がありますね。

例えば図書館なんかは、昨年から正規の職員さん、一般職の方いらっしゃいません。ほとんどが嘱託並びに臨時職員さんで管理されているちゅうような状態です。

今後こういった施設管理はどこが、それぞれ施設管理についてどのようなシステムで運営されていらっしゃるのでしょうか。

先ほどのお話であれば、いずれ佐賀保育園どうなるかわかりませんが、今一般職の職員さんっていうのは、3月末、お一人、延長か何かどうされるのかわかりませんが、あとお一人ちゅうことになると思うんですよ、今の時点でお二人ですから。

そうすると人事の関係どうなるかわかりませんが、佐賀保育園も一応正規の職員さんがいないような施設として運営されていくのかどうなのか、そのこともあり方検討委員会でお話されるということであれば、そのほうでまたお話をされるんでしょうけれども、そのことを、正規の職員さんが不在の公共施設の運用、施設管理、これはどうなっていくのかお尋ねをいたします。

最後、取り組みのスケジュールはってそこに書いてあるんですけども、その取り組みのスケジュールちゅうのは、既にご承知のとおりだと思うんですけども、昨年の5月11日に地方公務員法及び地方自治の一部を改正する法律案が成立し、今度、32年の4月1日に施行予定ということになっております。

この地方公務員法及び地方自治の一部を改正する法律案の概要というんですけども、いろいろとあるんですけども、地方の非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高いものであっても期末手当が支給、会計年度任用職員に対する給付が規定されたこと、それと一般職員の非常勤の任用等に関する制度の明確化がされたこと。

非常勤の職員の任用に関する制度が非常に不明確だっというのが国のほうでも随分と言われていました。これに向かって、きちんとしておかないといけないと思うもので、これに対する取り組みのスケジュールをということでお尋ねをさせていただきます。

32年のことですし、成立したのも昨年ですから考えていないと言われればそうなのかもしれませんが、一応情報としてはキャッチされて、大方の概略の予定等は考えていらっしゃると思いますので、この際お尋ねをさせていただきます。

以上4点についてお尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 人事行政に関連をして、4点ご質問いただきました。3点、前段は総務課長のほうから答弁をいたします。

4つ目の今の地方公務員法と地方自治法の一部改正で公務員のあり方、その身分について新たに会計年度任用職員制度が創設をされるということになってまいりました。

本町におきましては、平成32年の4月の施行ということでございますので、その準備に入らなければなりません。来年度中に現行の任用実態をしっかり踏まえて、任用、勤務条件等の検討を行って平成31年6月ごろを目途に、関係例規等の改廃の検討を行って、同じくその年の12月には関係条例を議会に提案をし、ご議決をいただいて、平成32年2月に募集、同年4月から実施というスケジュールで今この法律への対応を考えておるところでございます。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 私のほうからは3点ほど回答をさせていただきます。

まず第1点、今回の人材派遣会社を利用した派遣職員の採用ということになりますけれども、これ以外で通常の職員を募集する際に、臨時職員の募集として、嘱託職員の募集についてといった規定とかがあるのかという話でございますけれども、それぞれ取り扱い要綱というのを定めておりまして、こちらに沿って任用をいたしておるところでございます。

また、臨時職員につきましては、地方公務員法の第22条第5項の規定により臨時的任用職員もしくは育休代替職員を任用するという規定、そういったものを要綱で定めておりまして、それぞれ登録して行うということになっております。また、嘱託職員につきましても、地方公務員法第3条の3項第3号に規定する非常勤嘱託職員によりまして、これも公募による選考という形が原則としてうたっております。

先般の人材派遣会社による職員の配置なんですけれども、先ほど中本議員の質問にも回答させていただきましたけれども、急遽そういった技術職が必要であったこと、また技術職というのが2月に募集をかけて登録しておる職員の中にはそういった資格を持った者がいなかったということで、人材派遣会社をお願いしたという経緯はございます。ただ、結果的にはそういった技術職は来られなかったんですけれども、先ほど申しましたように、そういった建設関係の経験があるということでお願いをした経緯もございます。

それと2点目の職種と人数でございますけれども、こちらにつきましては、嘱託職員及び臨時職員の任用数につきましては、嘱託職員が41名、そして臨時職員が98名、合わせて139名となっております。職種につきましては、嘱託職員で14の職種、また臨時職員で19の職種、合計33の職種がございます。その内訳といたしましては、人数が多い職種につきましては、嘱託職員

では地域交流センター職員が11名、そして簡易郵便局の事務取扱員が5名、集落支援員が4名などがありまして、臨時職員につきましては、施設管理人として20名、小中学校の給食調理員として13名、学校支援員として13名、児童クラブ支援員として9名などが挙げられるということでございます。

3点目の職員不在の施設管理はどうかという話でございます。

今現在、職員が常駐している職場でないというのが、1つとしては図書館が挙げられます。こちらにつきましては当施設を担当する職員、いわゆる兼務を設けておりますので、週に複数回赴いております、非常勤の職員との情報交換を行い、連携をとりながら適切な管理をしておるといふことは報告は受けております。

また、佐賀保育園につきましては、まだ現在正規職員がおりますので不在職員という形ではございませんが報告させていただきます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） ご報告いただいてありがとうございます。

ただ、139名ですか、一般職の適正な管理、平生町の第6次行政改革大綱16ページにもそのようには書いてあるんですけど、実はこれだけ多いとは思いませんでした。「今後5年間の職員数の目標値設定に当たっては、行政サービス提供体制の持続性や人材育成の視点を念頭に置きつつ、事務事業の継続的な見直しや指定管理者制度の導入に取り組みながら、退職者補充においては臨時・非常勤職員の活用を含め、費用対効果を十分に踏まえ、必要最小限の新規職員採用とすることとします」って書いてあるんですね。

それぞれ年度計画として28年から33年まで6年間にわたって、いわゆる定数管理をしていくということで定められておりますが、やはり32年に法律の改正はありますけれども、少しその前にやっぱりこの臨時職員さんの処遇については改めて考え直していただくことをこのたび強く申し入れておきます。

運用要綱はあると言われるんですけども、裁量の範囲を逸脱ちゅうんですか、平生町の職員定数条例で158ですよ、そのことをもとにいろいろと121とか115とか114、平成33年には110、一方で嘱託職員さん、臨時職員さんは、29年度なんですけど139名、ある程度、不測の事態っていうかもう恒常化しているんじゃないでしょうか。多分そういう可能性が高いんじゃないかと思うんですけど、そのことは私、根拠持っておりませんので推測するというので、今後にわたり法律の改正がありますので、今後どうなるか見守っていく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、すぐにでも30年度の予算を審議しているところではあります、一般職を含め、非正規職員さんのあり方、処遇についてもきちんと、裁量の範囲を逸脱することのないように特に

厳しく管理していただくことを強く申しあげまして、この質問はまたさせていただきます。

以上とさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 答弁は。

○議員（10番 河内山宏充君） 要りません。

○議長（福田 洋明君） これをもって、一般質問を終了いたします。

---

○議長（福田 洋明君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成29年度平生町一般会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 平成29年度平生町一般会計補正予算、2点ほどお尋ねをいたします。

まず、21ページです。2の総務費項の1総務管理費目の7地域交流センター運営費、賃金として地域交流センター、それぞれ臨時職員さんなんでしょうね、多分。

しかし、これよく考えてみると、最初は交流センターの職員さんは嘱託職員さんっていうことで、年度途中で変わってきていると思います。これどういう状況に結局なったのか、1人でやられているところもあるし、2人でやられているところもある。

募集はたしか嘱託職員さんということで、月ごとの報酬を支払いますよ、公務災害も対象になるんじゃないかなかったですかね。それから社会保険等、雇用保険も入られるというようなことだったんじゃないかと思えますけれども、賃金ということであれば臨時職員さんということで、随分と処遇についても変わっているんじゃないか、これについてお尋ねをいたします。

平生まち・むら、大野、曾根、佐賀ということなんですけれども、そうすると残りの2つの宇佐木と堅ヶ浜は今までどおり、嘱託職員でお勤めされていたというふうに思ったのでいいんですか。私の勘違いかもわかりませんので、確認の意味も含めて、この賃金の減額措置、どういう状況なのかお尋ねをいたします。

それと、その下の8の報償費23万円、地域交流センター管理人さんですね、これの詳細。それと需用費、同じく40万円の増額、修繕料、これちょっと私もメモしておりませんので確認の意味も含めてお尋ねをいたします。

それでもう1点は、24ページ、3款民生費1項社会福祉費で、この福祉医療対策費、お尋ねし

たいのは施設の20、扶助費ですね、これはご説明もいただいたんですけども、福祉医療費のこの減額は子供ですよ、いわゆる小1から小3までの医療費の助成じゃないかと思うんですけども、当初の見積もりというか、29年8月から単独事業として8カ月分をニーズが高いということで727万2,000円だったですかね、これを当初予算組みされて8月からスタートします。対象は小1から小3までの児童です。総事業費が727万2,000円で、このたび300万円減額されていると。当初の予算組み、見積もりはどうだったのかなということが知りたいんです。

いわゆる、過大見積もりだったのか、それとも周知不足だったのか。これは何か問題があるんじゃないかなというふうに推測するんですけども、分析されていると思いますのでお尋ねをしておきたいと思います。

以上2点です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 最初に地域振興課長が答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） 補正予算の地域交流センター運営費、賃金報償費についてのお尋ねでございました。

まず、地域交流センターの嘱託職員につきましては、報酬のほうで組ませていただいております。今回の賃金の減額については、各センターの管理人でございます。使用によっては5時から出ていただくとか、土曜、日曜の際に使用がある場合に出ていただくための管理人の賃金、そして清掃管理人として組んでいる賃金でございます。それぞれ定例使用分ということで当初予算に計上しておりましたけれど、実績見込みによりましてそれぞれ減額するものでございます。

それから、8番の報償費でございます。これにつきましては、宇佐木、堅ヶ浜は職員もいないということで報償費のほうに組ませていただいております。これもそれぞれのセンター、分館の管理人、鍵の管理とか火元点検とかをお願いしているものでございまして、これも実績見込みによりまして減額するものでございます。

それから需用費、修繕料でございます。これについては、まず佐賀の地域交流センターの受水槽の給水管の修理でございます。これが1点でございます。それから大野地域交流センターの街灯の修理でございます。駐車場を照らす街灯が点滅しなくなったということの修理でございます。それから宇佐木地域交流センターにつきまして、玄関ドアの鍵が不具合を起こした、この取りかえ費用と、それから研修室の空調修理でございます。そういった修繕費を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 石杉町民福祉課長。

○町民福祉課長（石杉 功作君） 福祉医療対策費の扶助費の福祉医療費の子供でございます。

8月から事業開始をしまして、各学校を通じて保護者宛てに制度を開始しますというPRはいたしておりますし、医師会にも通知をして、例えば、柳井、田布施、光、平生の方々が行かれるような病院については、各病院にこういった制度が始まりますというPRはいたしております。

実際その10月診療分までを、月平均が約47万5,000円でした。で、この月額当たりを今年度分で推計いたしますと約427万2,000円という計算になりますので、その不用額の300万円ほど減額をさせていただくということでございます。

以上で終わります。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 最初の地域交流センターの運営費なんですけど、要は節の8で書いてある地域交流センター管理人さんが賃金でも雇われているような職員さんがおるちゅうことでええんですかね、よくわかりなんですけど。

地域交流センターにかかわる人は、嘱託職員さん、賃金によって支払う臨時職員さん、報酬を払う臨時職員さん、これがいわゆる清掃とか一般的な管理をする職員さん、3タイプいらっしゃるということではないのでしょうか。その点をお尋ねいたします。

それと福祉医療対策費なんですけれども、実績はわかりました。ただ、最初は根拠があったはずなんですよね、どういう根拠で8月からスタートして8カ月分ですね、それで727万2,000円だったのでしょうか。当初の見積もりの概算とのその大きさ差をあらわす理由。

あのときに私、少し希望を申しあげました。たしか小6まで延長しても十分やっつけられるんじゃないか、やっつけくださいよ、同じ義務教育下の児童に対して、そういうことを言いました。そうすると、これなら十分小6までの対象でいけるんじゃないかというふうに思ったもので、お尋ねしている次第なんです。実際どういう見積もりだったのか、その根拠を示していただけませんか。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） 地域交流センター運営費の中には報酬、それから賃金、報償費等々ですね、そういった方々への人件費といいますか、3タイプあるわけでございます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 石杉町民福祉課長。

○町民福祉課長（石杉 功作君） このたびの300万円の減額の要因ですが、まず対象児童数を多く見積もっていたと。現実的には申請数でやってしまうと、先ほど言ったように月平均47万5,000円、これも対象児童数を多目に見積もっていた関係で、年間としては8カ月分の給付でございましたが、児童数の見込みよりも減少と、あと医療費の見込みの減少という2つの要因で、

8カ月分で約300万円という減額とさせていただくというものでございます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号平成29年度平生町下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、平成30年度予算の質疑を行います。

一般会計につきましては、まず全般に関する質疑、歳入は一括、歳出は款ごと、特別会計は会計ごとに質疑を行います。

まず、議案第7号平成30年度平生町一般会計予算について質疑を行います。

一般会計予算の全般についての質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 随分悩んだんですが、ちょっとお聞きをします。

予算編成の基本的な考え方っていうのがこの冊子の最初にあるんですが、この中の言葉のことな

んです。

私は、一般財源をどう確保していくかっていうものが町政の重要な課題だと思います。一般財源が確保できる状態っていうのは、町政が活力を持つという現状になってまいります。

そこで、ここの中にあるのが、「財政の危機突破を図り」ちゅう言葉が2回も出てくるんですね。それともう1つが、「強力なきずなのもと」ちゅうのも2つ出てくるんです。これはどういう状況を指しておられるんですか。

そしてその下には、結論としてなのか、「一般財源の確保が困難な状況の中で」という表現もあるわけですね。これは当初、町長もこの文章大分読まれたんですよね、提案理由の中で。この状況についてちょっとお考えを聞いておきたいと思うんですが。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） きょうの朝の説明、それから質問に対する答弁も含めて、一般財源、特に財源の確保というのは最重要課題でありますというのは、これは質問に答える形で先ほど答弁をさせていただきまされたけれども、基本は今のおかれている厳しい財政状況を力を合わせて突破をしていこうと、将来の展望が持てるように、みんなが力を合わせていきましょうというまちづくりを進めていきましょうと、こういう基本的な考え方で、議員がおっしゃるように、財源確保ということが大変重要な課題であることには変わりはありません。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 強力なきずなっていうのが2回ほど出てくるんですが、私は一般財源の確保ちゅうのは、そりゃ確かに言葉としては、強力なきずな、町民に責任をかぶせるのもいかなものかと思うんです。やっぱり行政の最大限の使命ですよね、一般財源を確保していくのは、自分たちの施策の。

そして、もう1つは、先ほど一般質問の答弁を聞いていて、いや大したことはないと、財政の、庁舎を建てたって借金したって、財政出動は変わりゃせんよ、今の財政は微減微増の程度で済みますという答弁もあったんですが、この財政の危機っていうのが出てきて、それとのこの格差も感じるんですね。だから、それはどういう状態を指して、強力なきずなと財政危機突破という言葉が使われたんですか。それをちょっと聞きたいんです。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 強力なきずなっていうのは、きずなを地域の力という形で表現してもいいかと思いますが、できるだけ協働のまちづくりを進めていく上で、しっかりきずなを強化しながらやっていましょうという気持ちがここに入っております。

それから財政危機については、これは基本的な現状の認識と、将来もこういう状況が財源確保をしっかりとやっていかないと厳しい状況が続いていきますよということは、これは共通の思いだとい



うふうに思っております、とにかく今の危機的な状況を突破をしていこうと、そして将来につなげていこうという今の気持ちをそういう形で表現をさせていただいたということでございます。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今度の予算全体見まして、一般財源の確保についての決意の欠如と申しますか、どうかして平生町を元気づけて、一般財源が確保できる町につくっていかうという意欲を感じないんですよね。その典型が、一般財源の確保は困難な状況と申す言葉で、役場全体にこういう気持ちが蔓延しているんじゃないかという危惧をしております。この点は指摘しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

ここで暫時休憩いたします。再開を4時30分からといたします。

午後4時08分休憩

.....  
午後4時29分再開

○議長（福田 洋明君） 再開します。

次に、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、歳出について質疑を行います。

まず、議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次の、公債費、諸支出金、予備費については一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、給与費明細書から地方債の調書まで一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、特別会計予算について質疑を行います。

まず、議案第8号平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号平成30年度平生町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号平成30年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例から、議案第25号平生町営住宅条例の一部を改正する条例まで一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定についてから、議案第28号債権の放棄についてまで一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

---

#### 日程第34. 予算特別委員会の設置

○議長（福田 洋明君） ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、3月12日の本会議は

休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） ご異議なしと認めます。よって日程を変更することに決しました。

したがいまして、本日の議事日程に日程第34、予算特別委員会の設置、日程第35、委員会付託を追加いたします。

日程第34、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第7号から議案第13号を審査するため、議長を除く10名の議員を委員とする予算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） よって、議案第7号から議案第13号を審査するため、予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において、平岡正一議員、河内山宏充議員、細田留美子議員、淵上正博議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、中川裕之議員、村中仁司議員、松本武士議員、中本敦子議員を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまの10名が予算特別委員会の委員に選任されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を4時50分からといたします。

午後4時39分休憩

.....

午後4時46分再開

○議長（福田 洋明君） 再開します。

ただいま特別委員会を開催し、委員長に松本武士委員、副委員長に村中仁司委員を互選したとの申し出がありましたのでご報告をいたします。

---

### **日程第35. 委員会付託**

○議長（福田 洋明君） 日程第35。

お諮りいたします。議案第1号から議案第28号は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決しました。

---

○議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3月22日午前9時から行います。

○議会事務局長（河島 建君） ご起立お願いいたします。一同、礼。

午後4時47分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 松 本 武 士

署名議員 村 中 仁 司

---

平成30年 第1回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成30年3月22日(木曜日)

---

議事日程(第2号)

平成30年3月22日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成29年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成30年度平生町一般会計予算
- 日程第9 議案第8号 平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 平成30年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成30年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 平生町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例
- 日程第20 議案第19号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第21号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第22号 平生町介護保険条例等の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 平生町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

- 日程第25 議案第24号 平生町都市公園条例の一部を改正する条例  
日程第26 議案第25号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例  
日程第27 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
日程第28 議案第27号 町道路線の変更について  
日程第29 議案第28号 債権の放棄について  
日程第30 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第32 委員会の閉会中の所管事務等の調査
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算  
日程第3 議案第2号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
日程第4 議案第3号 平成29年度平生町下水道事業特別会計補正予算  
日程第5 議案第4号 平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算  
日程第6 議案第5号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算  
日程第7 議案第6号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
日程第8 議案第7号 平成30年度平生町一般会計予算  
日程第9 議案第8号 平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算  
日程第10 議案第9号 平成30年度平生町下水道事業特別会計予算  
日程第11 議案第10号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算  
日程第12 議案第11号 平成30年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算  
日程第13 議案第12号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算  
日程第14 議案第13号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算  
日程第15 議案第14号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
日程第16 議案第15号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
日程第17 議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第18 議案第17号 平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第19 議案第18号 平生町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例  
日程第20 議案第19号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
日程第21 議案第20号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
日程第22 議案第21号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例



- 日程第23 議案第22号 平生町介護保険条例等の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 平生町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める  
条例
- 日程第25 議案第24号 平生町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第25号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第27号 町道路線の変更について
- 日程第29 議案第28号 債権の放棄について
- 追加日程第1 発委第1号 協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書につい  
て
- 日程第30 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第32 委員会の閉会中の所管事務等の調査

---

出席議員（11名）

2番 中本 敦子さん	3番 松本 武士君
5番 村中 仁司君	6番 中川 裕之君
7番 河藤 泰明君	8番 瀧上 正博君
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 岩本ひろ子さん
13番 福田 洋明君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 天艸裕太郎君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山田 健一君 副町長 …………… 吉賀 康宏君  
教育長 …………… 新田 保弘君 会計管理者 …………… 中本 靖則君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………	羽山 敦紀君
地域振興課長	…………… 藤田 衛君	町民福祉課長 …………… 石杉 功作君
税務課長……………	岡村 茂樹君	健康保険課長 …………… 田代 信忠君
産業課長兼農業委員会事務局長	……………	藤山 一人君
設課長	……………	高岡 浩行君
教育次長兼学校教育課長	……………	角田 光弘君
社会教育課長	……………	兼末 仁君
財務班長	……………	久保 秀幸君

---

午前9時00分開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中川裕之議員、河藤泰明議員を指名いたします。

---

**日程第2. 議案第1号**

**日程第3. 議案第2号**

**日程第4. 議案第3号**

**日程第5. 議案第4号**

**日程第6. 議案第5号**

**日程第7. 議案第6号**

**日程第8. 議案第7号**

**日程第9. 議案第8号**

**日程第10. 議案第9号**

**日程第11. 議案第10号**

**日程第12. 議案第11号**

**日程第13. 議案第12号**

**日程第14. 議案第13号**

**日程第15. 議案第14号**

日程第16. 議案第15号

日程第17. 議案第16号

日程第18. 議案第17号

日程第19. 議案第18号

日程第20. 議案第19号

日程第21. 議案第20号

日程第22. 議案第21号

日程第23. 議案第22号

日程第24. 議案第23号

日程第25. 議案第24号

日程第26. 議案第25号

日程第27. 議案第26号

日程第28. 議案第27号

日程第29. 議案第28号

○議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成29年度平生町一般会計補正予算から日程第29、議案第28号債権の放棄についてまでを一括議題といたします。

3月8日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました本件についての審査の経過及び結果報告を求めます。なお、議案第7号から第13号までを付託した予算特別委員会の報告は省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 異議なしと認めます。

それでは、松本武士総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（松本 武士君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

総務厚生常任委員会は3月15日に委員会を開催し、本会議から付託された案件の審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め質疑を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全会一致もしくは賛成多数で全て可決すべきとなりました。

討論及び主だった質疑を申し上げます。

議案第21号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、保険税引き下げを求める趣旨の反対討論、一般会計から繰り入れる関係にある会計であることを理由とする反対討論がありました。

総務費の避難所無線LANについて、使用時間に制限はあるかとの問いに対し、30分で切れるが、繰り返し繋がることで対応できるとの回答がありました。関連して、災害時の対応を考えて非

常電源を確保しておくなどの運用を整理しておくべきとの意見がありました。

民生費の福祉医療費の扶助費の減額理由をただしたところ、対象児童が見込みより少なかったこと、対象者が限定されるので学校からの通知や近隣の病院・薬局で周知しているとの回答がありました。また、こうした事業に地域の格差があってはならず、本来は国や県で対応すべきものであるから、国や県で制度を整備するよう働きかけてほしいとの要望がありました。

以上が主だった質疑です。

以上、報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 続きまして、村中仁司産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（村中 仁司君） それでは産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

産業文教常任委員会は3月16日に委員会を開催し、本会議から付託された案件の審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め質疑を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全会一致で全て可決すべきとなりました。

賛成、反対とも討論はありませんでした。

主だった質疑として、議案第28号債権の放棄について、放棄する住宅使用料の内訳、放棄に至った経緯などをただしたところ、入居時期、入居期間、滞納額等の説明を受けました。また、住宅政策は福祉的な面があるので、福祉部局との連携をとりながら進めてほしいとの意見が添えられました。

以上で報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして討論に入ります。まず、本案に対する反対討論はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、議案第7号平成30年度平生町一般会計予算、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号及び議案第13号に対し、反対の立場からそれぞれ理由3点を申しあげ、反対の討論とさせていただきます。

まず、議案第7号平成30年度平生町一般会計予算になぜ反対するかという理由、3点を申しあげます。

まず1点目です。建て前が先行し「協働できずなが広がる持続可能なまちづくり」とはほど遠いものと判断いたします。そう私が判断する理由を2点申しあげます。

まず1点目、基金の取り崩しに頼らない財政運営を目指すという方針と矛盾している。平成30年度も、基金の取り崩しに頼らない、健全で持続可能な財政運営を目指すとされています。が、

過去3年の当初予算における財政基金からの繰り入れ額は、平成27年度は1億1,200万円、平成28年度は9,600万円、平成29年度は1億2,000万円。そして平成30年度一般会計予算では7,200万円を繰り入れする予算組みです。いつになったらそのことは達成がなされるのでしょうか。基金の取り崩しに頼らない財政運営を目指すという方針と矛盾しているのではないのでしょうか。

2点目、指標値の実現に対する説明責任を果たしていただきたい。平成30年2月19日に説明された財政収支推計では、平成30年度当初の財政基金残高は3億600万円、平成31年度は3億6,700万円、平成32年度は3億2,200万円とされています。このままではみずから設定された第4次平生町総合計画後期基本計画施策52、持続可能な財政運営の目標値、平成32年度は財政基金残高を5億円以上とする指標値の実現をかなえることは困難だとみずからされています。このことはしっかりと説明責任を果たすべきではないのでしょうか。

反対する理由の2点目。町のリーダーとしては評価できません。そう判断する理由について申し上げます。平成30年度平生町一般会計予算では、町長等の給料の特例に関する条例の失効により、町長、副町長、教育長の月額給料が復元されています。これは平成30年11月に町長選挙が予定され、その予定結果に鑑み、選挙年である平成30年度は月額給料が自然的に復元するものです。

これは過去任期中4度目のことで、従来からもそうされています。が、1期4年間のうち2種類の月額給料が存在します。減額する月額給料で3年間、復元される月額給料で1年間です。今私は月額給料の復元を肯定・否定の立場から申し上げているではありません。任期中で月額給料に2種類が存在するこの事実では、予算編成に対しみずからの身を削るとは言い難いのではないのでしょうか。主体性のない施策であり、町のリーダーとしての評価ができぬものと判断いたします。

反対する理由3点目です。新庁舎建設は既にレールが敷かれている。なぜプロポーザル方式と決まっているのか非常に疑問です。平成30年度平生町一般会計予算では、新庁舎建設に関わる基本構想・基本計画の策定公表は3月末と御報告をされていますが、なぜ既に新庁舎建設はプロポーザルという発注方法が決定されているのか非常に疑問です。

以上、3点にわたり反対する理由を申し上げました。

なお、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号に関しましては、一般会計から繰り入れをなす特別会計でございますので、一般会計予算に反対をいたす関係からこれらのそれぞれの特別会計にも反対をするものです。

以上、何とぞ議員各位におかれましては、適切なる御判断材料としてお考えいただき御議決を賜るよう、お願いを申し上げます。以上です。

○議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論はありますか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 賛成の立場から討論を申し上げます。今、河内山議員のほうから

反対討論をされました。私は、よく分析をされよく検討された結果の討論として、おおいに評価をいたしたいと思ひますし、拍手を送りたい側面もあります。しかし私は、当初予算という総合的な予算に対する私の考えから賛成をしようと考へています。

私はこれまでの39年間、当初予算に9回反対をいたしました。8回は共産党の議員として活動した8年間です。理由は、国の地方財政計画に対する考へ方が違ふことから反対をいたしました。あと1回は、消費税増税のときにちょうど選挙がありまして、私は導入するべきでないという立場でありましたから、その後の1回目の消費税を含まれた当初予算ははじめをつける意味から反対をいたしました。そのあとは、当初予算の総合性から鑑みて私は賛成をしてきております。しかし、ときどきに意見を申しあげております。今回もその立場から意見を申しあげます。

今回の予算を見てみますと、妊娠出産、いわゆる子育て世代の包括支援センターへの積極的な取り組み、橋のかけかえに対する取り組みに工夫や財源対策がしっかりされていることなど、また、児童生徒の学習環境を整備する粘り強い教育施設の計画的な取り組みなど、おおいに評価をする面もございます。しかし、一方でいろいろな問題をはらんでおります。

議案審査の中で気になったのですが、この最近、投資的経費が減り続けて半分になってきております。これに対して答弁は、新庁舎の整備があるから投資的経費を増すわけにはいかないと。今後この状態が続くだろう旨の発言がありました。

投資的経費は、安心・安全のまちづくり、豊かなまちづくりをする重要な施策です。また、その指標でもあります。また、町職員が、みずから職務に創意工夫をこらして汗を流して仕事をする姿の象徴でもあります。投資的経費をどんどん削って、まちの元気が、活力が失われていることは前から何度も主張してまいりました。新庁舎の整備を理由に増すわけにはいかないと、こういうお話ですが、立派な庁舎はできてもまちはやせ細り、活力のない地方自治が存在する平生町になるのではないのでしょうか。

イタリア半島構想の議論の際に、副町長からこういう発言がございました。重要な問題にはそれぞれプロジェクトチームをつくって、私がキャップになって取り組んでおると。極めて積極的にもとれる発言ですが、私は懸念を持っております。

町長の不在が多いばかりに、自分がやらなければならないという、責任感なのか、また気負いなのかわかりませんが、それで組織の力が本当に発揮できるかどうか疑問に思ひます。

昨年の12月にオタフクソースの研修所の問題を取り上げた際、責任部署がはっきりしていなかったという町長の答弁がございました。これとつながるのではないのでしょうか。町職員の知恵と工夫を生かす組織が求められておると思ひます。

3点目は、住民の声に耳を傾けておられるかという点です。重度要介護者向けの通所施設の問題が上がっております。先般、それを利用される方から、社会福祉センターの事業はやめるのが決ま

っておるようで、「次の施設がお金がないからできんていう話じゃが、どうなるんだろうか」という問い合わせがありました。「平岡さんどうにかしてください」という声もありました。重度の障害を持って、また、地域で一生懸命生きたいという願い、それを支える家族の願い。今やっておる事業が頓挫するようでは大変な事態です。財政が苦しいからといって、本当に住民目線で施策が進めておられるのか疑問に思います。

町の財政のあり方を大胆に発想の転換をする必要がございます。また、組織のあり方も、職員の力を引き出すように大幅な刷新が求められているのではないのでしょうか。

もう一つ。新庁舎の整備の予算が組まれております。この問題は重大な局面になっております。時間の制限があるからといって急いでおられますが、私はこの立場は、大変ゆゆしき事態だと思います。私は新庁舎の整備に対しては進めるべきだという考えを持っております。しかしそのためには庁舎の財政計画だけではなく、公共施設の整備計画や活力あるまちづくりの計画。そうしたものも含めたしっかりした財政計画をつくり、防災の観点から、また、町民の使用の利便性、行政の効率向上に向けた庁舎のあり方を示して町民の皆様理解を得ることが必要だと考えております。急いでやるべきではございません。秋には町長選挙もあります。来年は町議会の選挙もあります。町民の皆さんの意見を問うチャンスでもあります。慎重な対応を進めていくべきだと考えております。これは予算執行の中で求めてまいります。

この場は討論の場ですから、私の意見を述べて賛同を求めるものです。今回の議案に対して賛成をしてくれだとか反対をしてくれという立場を、今回は申しあげません。私は賛成をいたしますが、以上申しあげましたように、今後の町政運営の意見を述べました。これにご理解をいただけることを願って討論を終わります。

○議長（福田 洋明君） 次に反対討論はありませんか。 淵上正博議員。

○議員（8番 淵上 正博君） それでは、反対討論をさせていただきます。私は議案第8号平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算に反対をいたします。

この件につきましては、国民健康保険、今年度の繰入金は前年度に対して1,840万5,000円少なくなっております。これを被保険者で割ってみますと、1人当たり5,000円以上は安くできるのではないかと計算ができます。また、前年度分にあわせると県の提示額に近づいてくるのではないかと考えております。私は町民の皆様方に対して、保険料は少しでも安くする必要があると考えております。また、当町の町民の方々には、国民健康保険税は高くてたまらない。このように言っておられます。町民の意見に少しは耳を傾けていただきたいと思います。

また、この議案に反対することによって、平成30年度一般会計予算に対し、繰出金の関係で反対をいたします。

もう1点、これに付随して、議案第21号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例にも

反対をいたします。

議員の皆様方におかれましては慎重にお考えの上、御同意くださいますようによろしくお願いをいたしまして、反対討論といたします。

○議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号平成29年度平生町一般会計補正予算を採決いたします。議案第1号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から議案第6号平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を一括して採決いたします。議案第2号から議案第6号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成30年度平生町一般会計予算を採決いたします。議案第7号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。議案第8号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されまし



た。

次に、議案第9号平成30年度平生町下水道事業特別会計予算及び議案第10号平成29年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算を一括して採決いたします。議案第9号及び議案第10号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって議案第9号及び第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成30年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算を採決いたします。議案第11号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。議案第12号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。議案第13号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例から議案第20号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例を一括して採決いたします。議案第14号から第20号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって議案第14号から議案第16号は、原案の

とおりの可決されました。

次に、議案第21号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。議案第21号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号平生町介護保険条例等の一部を改正する条例から議案第25号平生町営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。議案第22号から第25号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって議案第22号から第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。議案第26号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号町道路線の変更についてを採決いたします。議案第27号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号債権の放棄についてを採決いたします。議案第28号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を9時50分からとします。委員会室で全員協議会を開きたいと思いますので、議員の皆さんは委員会室へ御参集ください。

午前9時32分休憩

.....  
午前9時50分再開

○議長（福田 洋明君） 再開します。ただいま、村中産業文教常任委員長から、発委第1号協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書について提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題に追加いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、発委第1号を追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

.....  
追加日程第1. 協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書について

○議長（福田 洋明君） 追加日程第1 協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書についてを議題といたします。

まず、提出者による説明を求めます。村中産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（村中 仁司君） それでは提案理由説明を申しあげます。

現代社会の労働環境の変化は、様々な分野に格差を生じさせ、大きな社会問題となっております。そうした中、NPOや協同組合、ボランティア団体など非営利団体は地域の課題を地域住民自らが可決することを目指し事業展開をしています。この1つである協同労働の協同組合は、働くことを通じてコミュニティの再生を目指す活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の1つとして注目を集めています。しかし現在、協同労働の協同組合には法的根拠がないため社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができないなどの問題が生じています。現在、この協同労働に該当する団体は平生町にはありませんが、法制化が実現することで町内のボランティア団体などが今後活動を広げる際の支援になる、あるいは町民が主体的な仕事起こしを通じ、持続可能な地域づくりに貢献できる、また、働く機会を得られない人々の就労創出と社会参加が期待できるものと思われまます。そこで本委員会としては、国はそうした社会の実情を踏まえ、多くの住民、働く人たちがみずから事業法人を起しやすい制度として社会性・公平性・平等性を掲げる理念に立脚した協同労働の協同組合法を速やかに制定するべきであることを強く要望しようとするものであります。平生町議会議員全員の強い意志をもって意見書を提出しようと思いますので、よろしく願いを申しあげます。

○議長（福田 洋明君） これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。続きまして、討論に入ります。まず本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第30. 同意第1号

○議長（福田 洋明君） 日程第30、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る3月8日にご提案申しあげました数多くの議案につきまして、本会議並びに特別委員会及び常任委員会で慎重にご審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼申しあげます。

そしてただいまは、予算13件、条例12件、事件3件の議案につきましてご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

新年度予算におきましては、「協働で『きずな』が広がる持続可能なまちづくり」をテーマとして、厳しい財政状況ではございますが、英知を結集して取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましても、よろしくご指導賜りますようお願いを申しあげます。

さて、本日ご提案申しあげますのは人事案件2件でございます。

それでは、同意第1号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」をご説明申しあげます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登載された事項に関する不服申し立てを、普通地方公共団体の長から独立した中立的、専門的な立場として審査決定するという重要な任務がございます。本町の場合、平生村の加村千里さん、小郡の下祐義彦さん、そして曾根の小島康司さんの3名の方を選任させていただいておりますが、そのうち小島康司さんの任期が3月23日で満了となります。小島さんは、平成27年から現在まで1期3年間お勤めをいただいておりますが、責任感も強く、心身ともに闘達で、引き続いてのご活躍を賜りたいと存じますので、再度、選任いたしたいと存じます。

小島さんの略歴は別紙として添付いたしておりますが、長い行政経験から、地域感覚、固定資産関係にも精通をされた方でありまして、さらに愛町精神にも富んでいることから、適任者であると判断をいたし、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会のご同意をお願いするもの

であります。

以上で、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申しあげたいと存じますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申しあげます。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。これより採決に入ります。本案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって同意第1号は、本案に対し同意することに決しました。

---

### 日程第3 1. 諮問第1号

○議長（福田 洋明君） 日程第3 1、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） ただいまは、平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご同意を賜りましてありがとうございます。

続きまして、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」をご説明申しあげます。

本町の人権擁護委員はご承知のとおり、平生町の五味洋子さん、佐賀の中丸和則さん、曾根の木谷巖さん、そして平生村の岩沼光裕さんの4名でございます。このうち、平成21年度からご活躍をいただいております五味洋子さんの任期が平成30年6月30日をもって満了となります。

五味さんにおかれましては、平成21年4月に法務大臣からの委嘱を受けられて以来、人権相談や人権啓発活動にも積極的にお取り組みをいただいているところであり、これまでの活躍を考慮いたし、再度推薦をいたしたいと存じます。

五味さんの略歴は別紙として添付いたしておりますが、昭和20年11月15日生まれの72歳でございます。山口大学教育学部をご卒業後は教職の道に進まれまして、次世代を担う青少年教育に積極的に取り組んでこられました。平成18年3月に佐賀小学校校長を退職されてからは、岩

国市教育委員会青少年課教育相談員や本町のくらしの相談員としてご活躍をいただいたところであります。

人権擁護委員は、国民の基本的人権の擁護とすべての権利や自由な人権思想の普及、高揚に努める使命が課せられているわけでごさいます、五味さんにつきましては、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられますので適任と考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会のご意見をお聴きいたすものでございます。

以上で諮問第1号につきましの説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申しあげたいと存じますのでよろしくご審議を賜りますようお願い申しあげます。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。これより採決に入ります。本案に対し、異議のない旨、回答することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって諮問第1号は、本案に対し異議のない旨、回答することに決しました。

---

### 日程第32. 委員会の閉会中の所管事務等の調査

○議長（福田 洋明君） 日程第32、委員会の閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

○議長（福田 洋明君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。  
これをもって、平成30年第1回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時09分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 中 川 裕 之

署名議員 河 藤 泰 明